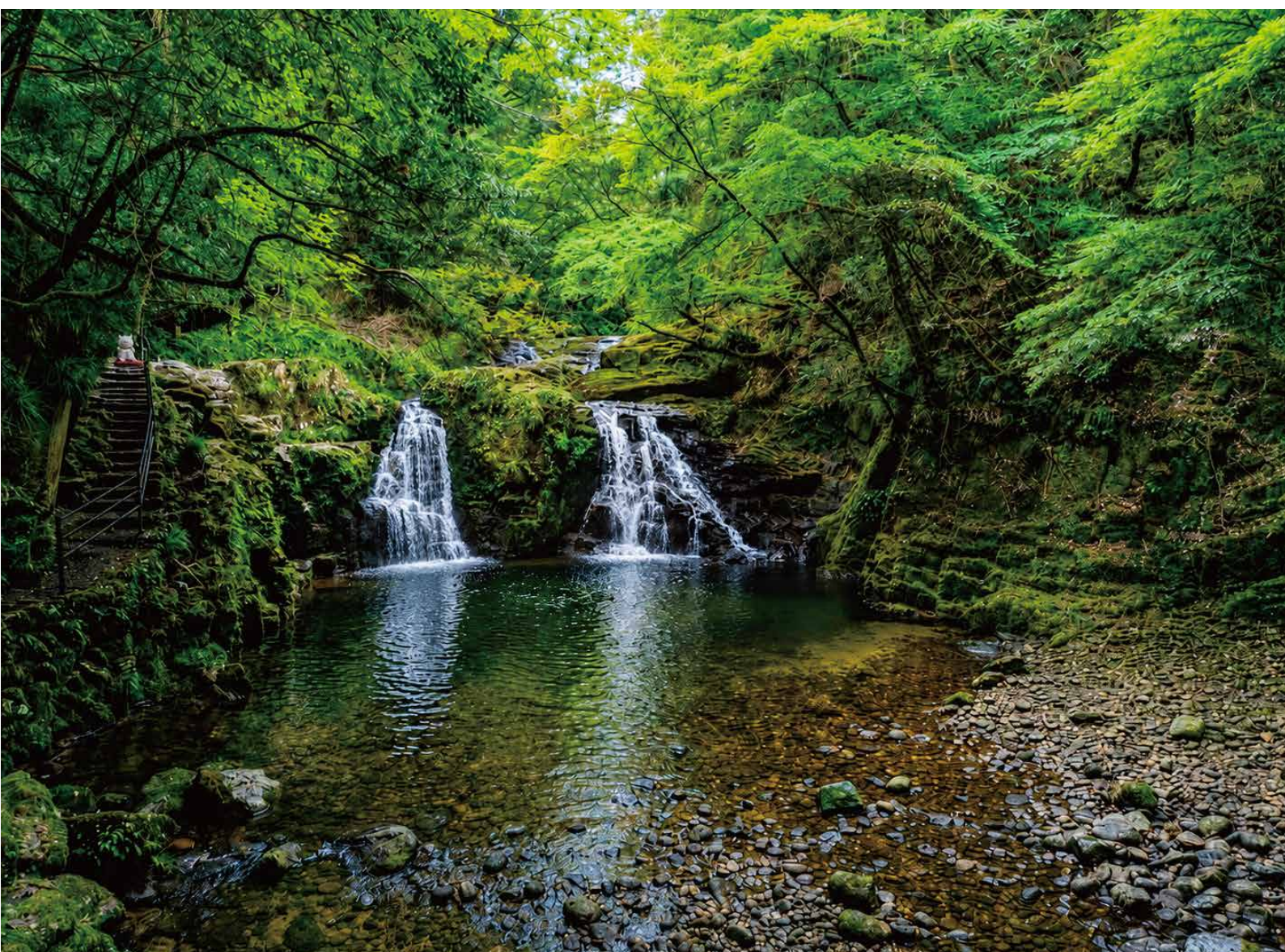


行政書士みえ

第 109 号

令和 8 (2026) 年 8 月



三重県行政書士会

ユキマサくんを探せ！プレゼント企画

広報誌の表紙にこっそり行政書士制度の宣伝部長「ユキマサくん」が隠れています🔍
さて、あなたは見つけられるでしょうか？

ユキマサくんを見つけたら、下の専用Googleフォームからご回答ください。
正解者の中から抽選で、素敵な景品をプレゼントします！

Googleフォーム： <https://x.gd/BizDV>



抽選の様子は三重県行政書士会のYouTube・Facebookにて公開予定！

※応募締切：令和8年10月31日（土）まで

※当選者の発表は、景品の発送をもってかえさせていただきます。

景 品



A 賞

ユキマサくんぬいぐるみ
… 1名



B 賞

ユキマサくんパンチング
バルーンミニ … 3名

目 次

会長のご挨拶	2
各長の令和8年度各部活動方針について	4
【新年賀詞交歓会】	
令和8年 新年賀詞交歓会の報告	6
【定時総会】	
令和8年度三重県行政書士会定時総会の報告	8
【日行連・中地協関係】	
令和8年度日本行政書士会連合会定時総会の報告	9
令和8年度日本行政書士会連合会中部地方協議会定時総会の報告	10
【業務トピックス】	
デジタル庁共催	
Jグランツ体験会・Gビズポータル説明会及び意見交換会の報告	11
不当要求防止責任者講習の報告	13
～備えあれば憂いなし、地域で備える～「防災セミナー」の報告	14
自販連・中自協への改正行政書士法説明会の報告	15
【研修会・講座】	
相談力向上研修会の報告	16
デジタル社会における行政書士業務の展望についての研修会の報告	17
名古屋出入国在留管理局管轄県会員を対象とした研修会の報告	18
保管場所証明申請、自動車登録業務についての研修会の報告	19
親族調査研修会の報告	20
業際問題及び行政書士法改正に関する研修会の報告	21
盛土規制法&都市計画法&農地法に関する研修会の報告	22
法教育出前講座の報告	23
【委員会・WG等からのお知らせ】	
受託事業推進特別委員会の発足にあたって	24
ワーキンググループ（WG）の設置について	25
デジタル対応WG代表挨拶	26
外国人相談WG代表挨拶	27
経審WGからのお知らせ	28
職務上請求書管理委員会からのお知らせ	
～「誤った使用例」から学ぶ、適正な管理と使用の徹底～	29
行政書士ADRセンター三重からのお知らせ	30
【広報】	
令和7年度行政書士記念日の支部広報活動の報告	31
令和7年度「行政書士のお仕事説明会」の開催報告	36
【令和7年業務取扱件数報告】	
令和7年業務取扱件数集計結果報告	37
令和7年業務取扱件数報告	38
【組織・体制等】	
三重県行政書士会組織図	39
令和8年度各部編成表・支部長名簿	40
令和8年度各委員会・ワーキンググループ編成表	41
会員の動き	43
【会員の広場】	
健康への取組	47
『趣味が支える“職”と“食”』	48
青年会活動報告	50
第7回 ユキマサくんの散歩道	51
【その他】	
コスモスみえ通信	53
日本行政書士政治連盟三重会 会長就任のご挨拶	54
表紙写真の説明	55
編集後記	55

ご 挨拶



三重県行政書士会

会 長 若 林 三 知

稀にみる酷暑が続いておりますが、皆様にはお変わりなくお過ごしのことと存じます。日頃より、本会の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年度定時総会に際しましては、多くの会員の皆様にご出席いただき、各議案について慎重にご審議を賜り、改めて御礼申し上げます。総会でご承認いただいた会費改定は、令和9年度からの日行連会費の増額、物価や人件費の上昇、情報セキュリティ対策の強化などを踏まえたものとはいえ、会員の皆様に新たなご負担をお願いすることには変わりはありません。寄せられたご意見を真摯に受け止め、改定によって確保される財源を、本会の安定的な運営にとどまらず、会員支援、業務機会の拡大、社会的地位の向上という目に見える成果へつなげてまいります。

本年1月に施行された改正行政書士法では、使命及び職責の明記、デジタル社会への対応、特定行政書士の業務範囲の拡大、業務制限規定の明確化、両罰規定の整備など、重要な改正が行われました。さらに、令和8年7月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2026」、いわゆる「骨太の方針」に、「改正行政書士法を踏まえ、適切な対応を図る。」との文言が明記されました。これは、改正法の趣旨を踏まえた適正な制度運用を国及び地方公共団体において進めることが、政府の基本方針として位置付けられたものであり、行政書士制度にとって大きな意義を持つものです。

これに併せて、総務省から各都道府県知事に対し、行政書士の活用促進に取り組む必要性が示されるとともに、電子申請システムに代理人名の入力欄を設けるなど、行政書士による代理申請を円滑にするための取組を行い、各行政手続の所管部局及び県内市町にも周知するよう通知が発出されました。また、行政書士又は行政書士法人でない者による関与を防止するための取組についても、引き続き実施することが求められています。

本会では、「広報」「監察」「研修」を三位一体で推進してまいります。広報によって行政書士を知っていただき、監察によって業務の適正を確保し、研修によってその期待に応える力を高める。この循環を確かなものにするとともに、県及び市町、議会、関係団体との連携を一層深め、行政書士法の適正な運用と、行政書士がさまざまな場面で活用される環境づくりに取り組んでいきます。

こうした本会の取組が実を結ぶためには、会員一人ひとりが、使命と職責を自覚し、知識と倫理を備えて適正に業務を遂行するとともに、地域や行政が抱える課題に目を向け、積極的に業務機会を捉えていくことが大切です。その積み重ねが行政書士制度への信頼を高め、新たな職域を切り拓く力になるものと考えています。本会としても、こうした会員の皆様の活動を支え、ともに新たな可能性を広げていきたいと考えています。

その具体的な取組の一環として、ホームページの全面改修を進めています。県民や事業者の皆様に行行政書士の役割と業務を分かりやすく伝えとともに、相談内容に応じて行政書士を探しやすいホームページを目指しています。また、会員の皆様にとっても、マイページを通じて会員向け情報などへアクセスしやすくなるよう、整備を進めています。10月初旬のリニューアルを予定していますので、ぜひご期待ください。このほか、研修等支援制度を活用し、会員が自ら企画する勉強会や研修活動を支援します。さらに、新たに設置したデジタル対応ワーキンググループでは、電子申請に関する行政との連携、AI活用など会員の業務に役立つ情報の提供、会務の効率化に取り組みます。

今回の「骨太の方針」への明記を、行政書士制度の発展に向けた一つの到達点ではなく、新たな出発点として受け止め、地域社会から「なくてはならない行政書士」として信頼されるよう、会員の皆様と力を合わせて歩んでいきます。そして、「行政書士になってよかった」「三重県行政書士会の会員でよかった」と実感していただける会を目指し、役員一同、着実に事業を進めてまいります。引き続き、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

総行第342号
令和8年7月21日

各都道府県知事 殿
(行政書士制度担当課扱い)

総務省自治行政局長
(公 印 省 略)

「経済財政運営と改革の基本方針 2026」を踏まえた改正行政書士法への
適切な対応について (通知)

令和8年1月1日に施行された行政書士法の一部を改正する法律(令和7年法律第65号)では、デジタル化を踏まえた行政書士の使命・職責規定の創設、特定行政書士の業務範囲の拡大、業務制限規定の明確化等が行われました。本改正は、行政手続のオンライン化をはじめデジタル社会が進展するなど、行政書士制度を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえて行われたものであり、その中で、行政書士は、業務を通じてデジタル社会に貢献することを職責として位置付けられました。

本日閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2026」においては、別添のとおり、持続可能な地方行財政基盤の強化の一環として、デジタル社会の実現に向けた自治体 AX/DX 等の取組とともに、「改正行政書士法を踏まえ、適切な対応を図る。」とされたところです。

行政書士は、行政書士法に基づき、官公署に提出する書類の作成及び提出手続の代理等を通じて、住民や事業者と行政との円滑な橋渡し役を担っており、高齢化が進む中での行政のデジタル化等の社会経済情勢の変化に伴い、代理申請のニーズが増加する中、行政手続が円滑に行われ、国・地方公共団体のコストを増大させないようにするためには、関係省庁・地方公共団体が連携して行政書士の活用促進に取り組んでいく必要があると考えております。

貴職におかれましては、電子申請システムを構築する際に代理人名を入力する欄を設けるなど、デジタル手続においても行政書士による代理申請がより円滑に行われるための取組を行っていただくとともに、各行政手続の所管部局及び貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

また、「行政書士法の一部を改正する法律の公布に伴う留意事項について(通知)」(令和7年6月13日付け総行第283号)を踏まえ、引き続き、行政書士又は行政書士法人でない者による関与を防止するための取組を実施していただくとともに、行政書士制度及び改正行政書士法の趣旨について適切なご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、各府省に対してもこの旨を通知していること及び本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

経済財政運営と改革の基本方針 2026 (骨太の方針)

第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

3. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

(4) 持続可能な地方行財政基盤の強化

人材の不足や偏在、デジタル技術の進展といった社会の変化の中でも、将来にわたり持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していかなければならない。地方の一般財源の総額を確保して¹⁶⁰、官公需の価格転嫁等のための取組を通じた強い地域経済の実現とこれを支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化する。都市・地方の財政力格差及び行政サービスの地域間格差が拡大する中、令和8年度与党税制改正大綱に沿って、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取組を講ずる。

地方制度調査会の調査審議を踏まえ、国・都道府県・市町村の役割分担の新たな考え方、大都市地域における行政体制等について検討する。また、地方公共団体間の連携や広域リジョン連携を強化する。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等に沿って、自治体 AX/DX、地方公共団体のサイバーセキュリティ強化、標準準拠システムへの移行・運用最適化を進める。**改正行政書士法¹⁶¹を踏まえ、適切な対応を図る。**

地方からの提案を踏まえつつ、行政サービスの生産性を高めるための改革を進める。

¹⁶¹ 行政書士法の一部を改正する法律(令和7年法律第65号)では、デジタル化を踏まえた行政書士の使命・職責規定の創設、特定行政書士の業務範囲の拡大、業務制限規定の明確化等が行われた。

各長の令和8年度各部活動方針について

【総務部】

総務部 部長 郡 山 方 正

日頃より、会員の皆様には本会の活動に対し、温かいご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

総務部長の大任を拝命し早一年が過ぎてしまいました。今年度は昨年度の経験を活かし、さらに三重会のため三重会所属会員皆様のため、粉骨砕身微力ではありますが、会務に努める所存ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

総務部は、昨年度より引き継いだ各案件につきまして着実に対処してまいります。

会費の長期滞納者に対する対応、日々寄せられる苦情に対する対応、会員の皆様の諸手続きのサポート等総務部は多岐にわたる会務を担っておりますが、会務運営が滞ることなく総務部及び事務局とともに一丸となり邁進する所存であります。

今後とも引き続き皆様のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

【業務部】

業務部 部長 荻 野 剛 弘

会員の皆様には平素より業務部の活動に対し、多大なるご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

本年度は会員の皆様が適正かつ円滑に業務を遂行できるよう、業務に関する知識の普及・研鑽の場を提供するとともに、官公署や他団体との連携を強化し、会員の業務に関する環境整備の手助けができるような活動を考えております。

また、法改正や社会の変化に応じた最新の業務情報の提供、実務能力向上をめざした研修会を企画し開催いたします。

業務部員とともに力を合わせて会務に取り組んでまいりますので、本年度も引き続きご理解とご協力賜りますようお願い申し上げます。

【広 報 部】

広報部 部長 朝 熊 祥 文

令和8年度広報部では、「会員と県民をつなぐ広報」を基本方針として、会員の皆様に有益な情報を発信するとともに、県民の皆様に行政書士制度や行政書士業務への理解を深めていただけるよう、積極的な広報活動を実施します。

本年度は重点事業として、三重県行政書士会ホームページのリニューアルを進めます。利用者にとって見やすく分かりやすいデザインとするとともに、地域や取扱業務から会員を探しやすい検索機能を充実させ、行政書士へ相談しやすい環境づくりを目指します。

また、会報誌やホームページ、SNS等を活用した情報発信を継続し、行政書士制度や行政書士の役割を広く知っていただくことで、認知度向上と信頼性確保に努めます。さらに、会員の皆様の健康増進や親睦につながる取組を実施し、福利厚生の実現を図ります。

行政書士制度のさらなる発展と本会の魅力向上に向けて取り組んでまいりますので、何卒よろしくお願いいたします。

【法規監察部】

法規監察部 部長 大 塚 陽

会員の皆様には平素より法規監察部の活動にご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

今年度、法規監察部は監察分野において、行政書士法改正の周知徹底のため、各警察署と各消防本部、関係各所を訪問いたします。また、改正法の文言を取り入れた非行政書士排除プレートを作成し、官公署に設置していただけるよう働きかけを行っていきます。

法規分野においては、行政書士法改正に関する問い合わせへの対応を引き続き行うとともに、会員の皆様への情報提供に努めてまいります。

法規監察部一同、一丸となって会務に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

令和8年 新年賀詞交歓会の報告

副会長 中 道 登 子

令和8年1月10日（土）、ホテルグリーンパーク津にて、三重県行政書士会と日本行政書士政治連盟三重会の共催による新年賀詞交歓会を開催いたしました。当日は、ご来賓や関係団体代表の皆様、会員合わせて120名を超える皆様にご参加いただき、盛大に執り行われました。

冒頭の挨拶に立った若林会長は、新年の干支「午」にちなみ、馬が道路交通法上「軽車両」に当たることをユーモアを交えて紹介し、「法令順守という手綱をしっかり握り、力強く駆け抜ける一年にしたい」と呼びかけました。また、改正行政書士法に触れ、専門知識と高い倫理観をもって県民や事業者を支えていく決意を述べました。

また、ご来賓として出席された、三重県副知事服部浩様、衆議院議員川崎秀人様、衆議院議員下野幸助様、衆議院議員福森和歌子様からは、行政書士法改正に伴い、県民に一番近い距離で寄り添う行政手続きの専門家である私たち行政書士への、期待のこもった温かいご祝辞を頂戴しました。

その後、ステージ上にて華やかに鏡開きが行われた後、三重県会議長服部富男様の乾杯のご発声により祝宴が始まると、会場内は終始賑やかな雰囲気に包まれ、新年の門出に相応しい輝かしいスタートとなりました。

公私ともにご多忙の中、ご参加いただきました皆様に心より感謝申し上げます。

※役職等は賀詞交歓会開催時点のもの



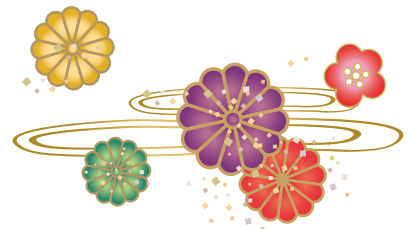
(順不同)
(役職等は賀詞交歓会開催時点のもの)

～ 出 席 者 ～

三重県知事代理
副知事 服部 浩 様
伊勢市長代理
副市長 藤本 亨 様
亀山市長代理
副市長 山本 伸治 様
衆議院議員 川崎 秀人 様
衆議院議員 下野 幸助 様
衆議院議員 福森和歌子 様
田村憲久衆議院議員代理秘書 様
鈴木英敬衆議院議員代理秘書 様
岡田克也衆議院議員代理秘書 様
中川康洋衆議院議員代理秘書 様
三重県議会議長 服部 富男 様
三重県議会議員 青木 謙順 様
三重県議会議員 石垣 智矢 様
三重県議会議員 石田 成生 様
三重県議会議員 今井 智広 様
三重県議会議員 川口 円 様
三重県議会議員 杉本 熊野 様
三重県議会議員 曾我 正彦 様
三重県議会議員 津田 健児 様
三重県議会議員 中嶋 年規 様
三重県議会議員 中瀬古初美 様
三重県議会議員 藤田 宜三 様
三重県議会議員 舟橋 裕幸 様
三重県議会議員 山内 道明 様
三重県議会議員 芳野 正英 様
三重県議会議員 龍神 啓介 様
津市議会議長 小野 欽市 様
津市議会議員 柏木はるみ 様
津市議会議員 小島 晴美 様
津市議会議員 田矢 修介 様
津市議会議員 福田 慶一 様
伊勢市議会議員 宿 典泰 様
松阪市議会議員 米倉 芳周 様

桑名市議会議長 近藤 浩 様
菰野町議会議員 廣田 直己 様
伊藤印刷(株)
代表取締役専務 伊藤 恵子 様
営業部 中西 恵 様
(一財)建設業情報管理センター
東日本支部長 松井 博孝 様
(公社)コスモス成年後見サポートセンター
三重県支部支部長 仲西 秀子 様
東海税理士会 三重県支部連合会
副会長 伊藤 直樹 様
日本公認会計士協会 東海会
三重県会会長 浦川 拓也 様
(株)日本政策金融公庫 津支店
支店長兼国民生活事業統括
浅沼 靖司 様
日本弁理士会東海会三重県地区会
地区会長 伊藤 寿浩 様
(株)百五銀行 法人コンサルティング部
コンサルティング課 課長
岡 晃彦 様
コンサルティング課 課長代理
駒田裕之介 様
三重エフエム放送(株)
営業部主任 鴨林 正人 様
(一社)三重県建築士事務所協会
副会長 山本 覚康 様
(公社)三重県公共嘱託登記士地家屋調査士協会
代表理事 市野浩太郎 様

(一社)三重県産業廃棄物協会
会 長 堀川 勉良 様
専務理事 和田 一人 様
(一社)三重県自動車整備振興会
会 長 竹林 武一 様
三重県司法書士会
会 長 堀木 博貴 様
三重県社会保険労務士会
会 長 岡寄 佳男 様
(公社)三重県宅地建物取引業協会
副会長 富士松洋也 様
三重県中小企業団体中央会
事務局長 白木 宏範 様
三重県土地家屋調査士会
会 長 川井 一浩 様
三重弁護士会
副会長 斎藤 美淳 様
(株)読売新聞社 津支局
支局長 野崎 尉 様
ワイズ公共データシステム(株)大阪営業所
所 長 林 宏暁 様
行政書士ADRセンター三重
手続関与弁護士 伊藤 仁 様
手続関与弁護士 伊藤 正朗 様
手続関与弁護士 渡邊 功 様
三重県行政書士会
顧問税理士 岡本 孝三 様



令和8年度三重県行政書士会定時総会の報告

副会長 加藤 春 美

令和8年度三重県行政書士会定時総会は下記のとおり開催されました。

記

開催日時：令和8年5月22日（金） 午後1時00分から午後4時04分

開催場所：ホテルグリーンパーク津 6階 伊勢安濃の間

出席者数：421名（うち委任状出席281名）、個人会員数744名

議長：橋本 俊雄 会員（四日市支部）

副議長：小宮 教子 会員（津支部）

議事録署名人：野呂 友和 会員（桑員支部） 稲森 敬太 会員（津支部）

本総会は有効に成立し、すべての議案について承認可決されました。

議案：議案第1号 令和7年度会務経過報告

議案第2号 令和7年度貸借対照表・正味財産増減計算書・財産目録及び
収支計算書の承認について

議案第3号 三重県行政書士会会則改正（案）について

議案第4号 令和8年度事業計画（案）について

議案第5号 令和8年度収支予算（案）について

次いで、午後5時から式典が開催され、三重県知事一見勝之様、日本行政書士会連合会会長宮本重則様をはじめ多くのご来賓がご臨席の中、次の会員に対し三重県行政書士会会長表彰が執り行われました。受賞された皆様、誠におめでとうございます。

鈴木 久司（桑員支部）	日沖 清明（桑員支部）	伊藤 良郎（桑員支部）	辻 慎也（四日市支部）
太田 直樹（四日市支部）	水谷 智子（四日市支部）	三沢 圭（四日市支部）	佐々木源告（四日市支部）
諸岡 伸亮（四日市支部）	佐々木正憲（四日市支部）	近藤 榮（鈴鹿支部）	南条 哲（鈴鹿支部）
南条七三子（鈴鹿支部）	平野 聡（伊賀支部）	川井 一浩（津支部）	水本 雅久（松阪支部）
福田 和幸（伊勢支部）	溝口 幸夫（鳥羽志摩支部）		以上18名（敬称略）

受彰者の皆様におかれましては、今後も健康にご留意され、益々のご活躍を祈念いたします。

その後、午後6時より場所を葵の間に移し懇親会が開催されました。懇親会では、会員同士やご来賓の皆様との意見交換など交流が大いに盛り上がり、午後8時に閉会となりました。

今年度も会員の皆様やご臨席いただいたご来賓の皆様、関係各所の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



令和8年度日本行政書士会連合会定時総会の報告

副会長 大久保 有 規

開催日時：令和8年6月18日（木）午前10時00分～午後4時00分

令和8年6月19日（金）午前9時00分～午前10時00分

開催場所：東京プリンスホテル 鳳凰の間

出席者：会長 若林三知

副会長 米田智彦、大久保有規、中道登子

日政連三重副会長 鷲尾みどり



総会の開会に先立ち、厳粛な空気の中表彰状授与式が執り行われました。全国で16名が総務大臣表彰を受賞され、日行連会長表彰において、三重会からは以下に掲げる7名の会員が受賞されました。長年にわたる職務へのご尽力と功績に深く敬意を表しますとともに、心よりお祝い申し上げます。

長谷川明世（伊賀支部） 大西 金重（伊勢支部） 濱地 幸昌（伊賀支部） 辻 隆志（松阪支部）
奥山 茂樹（津支部） 若林 正清（四日市支部） 恒松 功男（松阪支部） 以上7名（敬称略）

本総会は、代議員総数270名中265名の出席（議長：菊池淳史氏〔北海道会〕、副議長：成田眞利子氏〔北海道会〕、議事録署名者：武田秀樹氏〔岩手会〕・鹿内朝明氏〔青森会〕）のもとで議事へと入り、上程された全5議案について慎重な審議が行われました。

- ・第1号議案：令和7年度事業報告
- ・第2号議案：令和7年度決算報告
- ・第3号議案：令和8年度事業計画
- ・第4号議案：公益社団法人コスモス成年後見サポートセンターへの寄付金支出について
- ・第5号議案：令和8年度予算

各議案の審議においては、行政書士法改正直後ということもあり、例年以上に多くの質問が寄せられました。

特に、改正法第19条第1項の報酬解釈や実務対応への統一的な指針策定など、法改正に伴う実務上の周知・対応に関する質問が相次ぎました。

また、新会員管理システムの改修や委任機能の改善、会員のデジタルスキル向上など、デジタル化推進や情報セキュリティ管理体制を巡る議論も活発に行われました。

これらに加え、法改正を機とした行政書士制度の普及・理解促進や活動理念、AI活用に関するガイドラインの整備など、時代の変化に対応した組織力の強化を求める声が目立ちました。

いずれの議案も慎重なる審議の結果、賛成多数により承認可決されました。



令和8年7月13日（月）当会事務局にて日本行政書士会連合会会長表彰伝達式を執り行いました。

令和8年度日本行政書士会連合会中部地方協議会定時総会の報告

副会長 米 田 智 彦

令和8年6月11日（木）、令和8年度日本行政書士会連合会中部地方協議会定時総会が下記のとおり開催されました。

記

日 時：令和8年6月11日（木） 午後3時00分～午後5時00分（意見交換含む。）

場 所：名古屋マリOTTアソシアホテル

出席者：若林会長、副会長（米田、大久保、中道、加藤）、荻野業務部長、事務局

本年度定時総会は、日本行政書士会連合会宮本重則会長、6単位会の会長・副会長等を含む総勢51名が出席されました。

議 案：第1号議案 令和7年度事業概要報告の件

第2号議案 令和7年度決算報告承認の件

第3号議案 日本行政書士会連合会中部地方協議会会則の一部改正（案）承認の件

第4号議案 令和8年度事業計画（案）承認の件

第5号議案 令和8年度予算（案）承認の件

以上の議案につき、異議なく全て承認可決され、本総会は滞りなく終了しました。

定時総会終了後、各単位会からあらかじめ提出されていた意見・要望書を基に、意見交換会が行われました。座長は、総会の議長に引き続き、愛知会渡辺尚美副会長が務められました。テーマは所在不明の会費未納者への対応、改正行政書士法施行後の状況及び監察活動、丁種封印の拡大運用について等々が挙げられ、各単位会からの具体的な活動事例を交えた活発な議論、情報交換がなされました。会費未納者への対応については、当会の努力によって三重県が全国で初めて業務停止の知事処分を下した事例を発表したところ、他単位会から大いに参考になるとの言葉を頂戴いたしました。



デジタル庁共催

Jグランツ体験会・Gビズポータル説明会及び 意見交換会の報告

業務部 部長 萩 野 剛 弘



令和8年3月23日（月）、津ビル3階会議室において、デジタル庁共催による「Jグランツ体験会・Gビズポータル説明会」を開催し、会員41名が参加しました。

当日は、川崎秀人デジタル大臣政務官及びデジタル庁職員をお招きし、第1部ではJグランツを利用した代理申請の体験会を、第2部ではGビズポータルの機能説明と操作デモを行いました。

また、体験会・説明会に併せて、川崎政務官、若林会長及び小林徹也日本行政書士政治連盟三重会会長が意見交換を行いました。

● Jグランツ代理申請体験会

第1部では、参加者が2人一組となり、行政書士役と事業者役に分かれ、GビズID上での申請手続の委任から、Jグランツ上での補助金申請に至る一連の操作を実際の画面で体験しました。

Jグランツを実際に操作した経験のある会員はまだ少なく、参加者にとって、電子申請における委任から申請までの流れを具体的に理解する貴重な機会となりました。

また、体験会で使用した練習用の「うさぎ補助金」は、今後の会員向け研修などにも活用できることが紹介されました。

● Gビズポータル説明会

第2部では、デジタル庁の森寛敬参事官から、事業者が行政手続に関する情報を確認し、各種サービスを利用するための入口となるGビズポータルの機能について説明があり、実際の画面を使った操作デモも行われました。

参加者は、GビズIDと各種行政サービスとの関係や、今後の行政手続のデジタル化について理解を深めました。

● 川崎政務官との意見交換



この意見交換では、まず、行政手続のデジタル化について話し合われました。

川崎政務官からは、補助金申請をはじめとする各種行政手続について、利用者にとって分かりやすく、利便性の高い仕組みを目指していることが説明されました。

若林会長は、現在は省庁や自治体ごとに申請窓口やシステムが異なり、利用者にとって分かりにくいことや、三重県内でも自治体によってデジタル化の進捗に差があることを伝えました。また、



自治体が独自のシステムを構築するには費用面などの課題がある一方、既に独自のシステムを導入している自治体では、新たな仕組みへの移行も容易ではないのではないかとの考えを述べました。

これを受け、川崎政務官からは、独自のシステムを持たない自治体では、Jグランツを活用することにより、比較的低コストでデジタル化を進められる可能性があるとの説明がありました。



さらに、小規模自治体においても、既存の仕組みを活用することで、デジタル化を進められる可能性について意見が交わされました。

● 防災分野におけるデジタル技術の活用

続いて、防災分野におけるデジタル技術の活用について話し合われました。

若林会長は、地域をデジタル空間上に再現し、南海トラフ地震などが発生した場合の被害を可視化することができれば、住民が災害をより身近な問題として捉え、防災意識を高めることにつながるのではないかと意見を述べました。

これに対し、川崎政務官からは、こうした技術は「デジタルツイン」と呼ばれ、地形データなどを活用した災害シミュレーションの研究や実証が既に進められていることが紹介されました。

また、名張市の避難訓練で、マイナンバーカードを活用した避難所受付システムの実証実験が行われたことも紹介されました。避難者の人数や年齢構成などを速やかに把握し、必要な物資を適切に届けることなど、災害対応における同システムの活用が期待されています。

● 行政書士会とデジタル庁との連携

若林会長は、本会に「デジタル対応ワーキンググループ」を設置する予定であることを紹介し、会員向けのデジタル研修やAI活用の研究、行政書士業務の効率化、行政機関との電子申請に関する協議などに取り組んでいく考えを述べました。

これを受け、川崎政務官からは、行政書士会とデジタル庁が連携し、今回のような具体的な取組事例をつくっていくことには大きな意義があるとの見解が示されました。

小林会長からも発言があり、三者で意見交換を深めました。

また、若林会長は、この体験会を契機に、会員がJグランツを実際の業務で活用し、利用者の視点から改善点を伝えていくことが重要であるとの考えを述べました。

川崎政務官からは、こうした利用者の声がサービスの改善につながるとして、Jグランツを積極的に活用してほしいとの呼びかけがありました。



今回の体験会・説明会及び意見交換は、デジタル社会において行政書士が果たすべき役割を改めて考える貴重な機会となりました。本会としても、会員のデジタル対応力の向上を図り、行政と県民・事業者をつなぐ専門職として、デジタル技術を活用した行政手続の利便性向上に貢献してまいります。

※役職は開催当時のものです。

不当要求防止責任者講習の報告

暴力団等排除対策委員会 委員 朝 熊 祥 文

令和8年2月18日（水）午後1時30分より、くわなメディアライヴ多目的ホールにおいて「不当要求防止責任者講習」を開催いたしました。当日は会員及び関係事業者合わせて34名の皆様にご参加いただきました。

開会にあたり、暴力団等排除対策委員会の大久保委員長が挨拶を行い、その後、三重弁護士会民事介入暴力対策委員会副委員長の伊藤仁弁護士より「不当要求対策について」、公益財団法人暴力追放三重県民センター暴力追放相談委員の谷口尚久氏より「対応の心構え及び対応要領等」についてご講義いただきました。

講習では、不当要求への適切な対応方法や、トラブルを未然に防止するための実践的な知識について学ぶことができ、参加者は熱心に聴講していました。また、講義終了後には、近年社会的な問題となっているカスタマーハラスメントへの対応をテーマとした啓発ドラマを視聴し、理解を深めました。

最後に、参加者へ修了証が交付され、盛況のうちに閉会となりました。



～備えあれば憂いなし、地域で備える～ 「防災セミナー」の報告

法律講座WG 代表 久保田 剛 司

令和8年3月13日（金）、法律講座WGは桑名市社会福祉協議会と共催で市民向け「防災セミナー」を開催いたしました。海拔ゼロメートル地帯という桑名市特有のリスクに備えるため、桑名市消防署や市役所防災・危機管理課の方々を講師にお招きしました。本セミナーが極めて有意義であったのは、活発な質疑応答から「新たな地域課題」が浮き彫りになった点です。市街地の住人は行政指定の地域に避難できていると考えている一方で、実際に避難者を受け入れる農村部など郊外の自治会側は大きな不安を抱えているという認識のギャップが明らかになりました。この件については行政を交えた討論へと発展し、今後も引き続き地域全体で検討していく重要なテーマとなりました。また、終了後に行政書士無料相談会を開催しました。当日は中日新聞の取材もあり、行政書士の認知度向上やPRにも大きく貢献する事業となりました。



自販連・中自協への改正行政書士法説明会の報告

副会長 大久保 有 規

令和8年1月より施行された改正行政書士法（第19条第1項の明確化及び両罰規定の強化）に伴い、自動車登録手続等における無資格者による書類作成のリスクや適法性の境界線について、関係業界へ周知徹底しコンプライアンスの確立を図るため、説明会を開催いたしました。

当会からは、執行部及び自動車封印管理業務委員会の委員が出席し、各団体の担当者へ向けて改正行政書士法に伴う自動車業務の取り扱いについての詳細な説明を行いました。

【開催概要】

- ・（一社）日本自動車販売協会連合会三重県支部向け説明会

日 時：令和8年3月5日（木）

午後2時00分～午後4時00分

場 所：サンワーク津

- ・（一社）三重県中古自動車販売協会向け説明会

日 時：令和8年3月10日（火）

午後3時30分～午後5時30分

場 所：三重中販オートオークション会場



当日は、事前に自販連及び中自協よりいただいた現場からの「事前質問一覧」を踏まえ、当会が策定した「自動車登録等の手続に関する行政書士法改正についてのQ & A」を含む共通の研修用資料を用いて、約2時間にわたり行政書士法上の解釈と具体的な業務フローの解説を行いました。

説明に際しては、改正法により「いかなる名目によるかを問わず報酬を得て」という文言が追加され、車両代金や各種手数料等に含まれる形であっても実質的な報酬を得て書類作成を行うことが明確に禁止された背景を解説し、違反時には行為者個人だけでなく所属法人にも罰金刑が科される両罰規定の強化について強い注意を促しました。

これに基づき、車庫証明等の「官公署提出専用書類」は本人または行政書士のみに作成権限があり、自社データベースからの自動出力や店舗での代筆、窓口での追記・補正行為はすべて行政書士法に抵触する旨を明確に判断し、厳格に周知しました。一方で、お客様自身が作成した完成書類を単に持参・提出する「使者（お使い）行為」や、書類手配・連絡調整の対価としての「取次手数料」の請求は法律上も適法であるとし、業界全体における適正な業務運用の構築とコンプライアンスの徹底に向けた指針の確実な周知・浸透を図りました。



相談力向上研修会の報告

業務部 副部長 河 村 啓

令和7年12月23日（火）、行政書士ADRセンター三重との共催による相談力向上研修会を行いました。

開催日時：令和7年12月23日（火）午後1時30分～午後5時00分

開催場所：三重県教育文化会館 第2会議室

講 師：行政書士ADRセンター三重 天春千賀子副センター長

四日市支部 天春隆子会員

本研修の第一部では、四日市支部の天春隆子会員を講師にお迎えし、これまでの業務経験や三重県行政書士会での会務経験を通じて行政書士として大切にしてきた考え方や、後進に伝えたい思いについてご講演いただきました。

第二部ではADRセンター三重の天春千賀子副センター長を講師にお迎えし、相談対応に不可欠な「傾聴」をテーマとした講義が行われました。

リフレイムやパラフレイズについての実践練習に加え、ケーススタディとして行政書士役、相談者役、観察者に分かれてロールプレイング（ワーク）での実践的な相談対応も体験しました。

本研修は、座学にとどまらず、出席者全員参加の実践を通じての相談力を高めることのできる大変有意義な内容となりました。

今後もこのような実践経験型の研修会を開催し、会員のスキルアップを図っていきたいと考えています。



デジタル社会における行政書士業務の展望についての研修会の報告

業務部 部員 中 川 賢 一

令和7年12月25日（木）、デジタル社会における行政書士業務の展望についての研修会を三重県教育文化会館にて開催し、会員37名が参加しました。

講師には日本行政書士会連合会デジタル推進本部長（千葉県行政書士会会長）の関谷一和先生をお招きしました。

初めに政府が目指すデジタル化として、改正デジタル社会形成基本法により「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を進めていくといった方向性が示され、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の取組について、国家資格オンライン・デジタル化の拡大、災害対応のデジタル化に関する実証事業、ODR（オンラインADR）の推進、遺言制度のデジタル化などの説明が行われました。

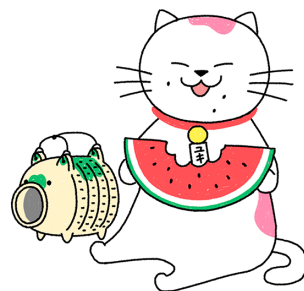
続いてデジタル化における行政書士の使命と職責として、改正行政書士法に基づく考察、組織としての活動実績に基づく考察についての説明が行われました。

最後にデジタルと非デジタルが共存する中でも人々が混乱することなく権利利益の実現に向かえるように支援していくことが、来るべきデジタル社会に向けた現在の行政書士及び行政書士会に課せられた使命

であると締めくくられました。

行政書士は、国家資格者として災害時の被災者支援、成年後見活動、新型コロナウイルス感染症対策として実施された支援事業などを通じて「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現に寄与することを期待されているのだと実感しました。

年末の大変忙しい時期に多くの会員の皆様、ご参加いただきありがとうございました。



名古屋出入国在留管理局管轄県会員を対象とした研修会の報告

申請取次行政書士管理委員会 委員長 大塚 陽

名古屋出入国在留管理局の職員による国際業務オンライン研修会を、令和8年2月26日（木）に開催いたしました。研修テーマは、在留資格「経営・管理」の改正後の許可基準についてです。

前半は、資本金や日本語能力の要件に関する改正点について、分かりやすくご説明いただきました。

後半では、会員から事前に寄せられた質問に対して、具体的なご回答をいただきました。事業計画書の記載事項や、日本語能力を有する人材の範囲など、国際業務における実務上の留意点について詳しくご説明いただき、大変有意義な研修となりました。

行政書士証票及び補助者証の提示並びに 徽章着用の徹底について

当会が、行政書士でない者による違法行為を排除すべく監察活動に尽力してきた結果、官公署への提出の際に、受付担当者による申請者の本人（身分）確認を積極的に実施していただける窓口が増えてきました。当会は、今後も非行政書士撲滅を目指し、監察活動をより強力に推進してまいります。

行政書士は、後記規則（抜粋）等により行政書士証票の常時携帯が義務付けられています。行政書士証票は行政書士としての身分証明書であり、官公署から身分確認を求められたときに提示するものです。また、行政書士徽章についても着用が義務付けられています。これらは補助者についても同様の義務があります。

会員の皆様の行政書士証票の携帯及び行政書士徽章の着用を徹底していただくとともに、補助者の方へも雇用者としての管理及び監督責任の下、適切にご指導をしていただきますようよろしくお願いいたします。

なお、補助者の定義として、行政書士業務を補助及びその業務に附随して処理する必要のある事務をする者につきましては、業務量に関わらず全ての者が該当することになり、該当者を置かれた場合は、補助者設置届を必ず出していたいただかなければなりませんので、その旨ご留意くださいますようお願い申し上げます。

◆日本行政書士会連合会 行政書士証票に関する規則 （所持上の責務）

第4条 行政書士は、証票を他人に貸与又は譲渡してはならない。

2 行政書士は、証票を常時携帯しなければならない。

◆日本行政書士会連合会 行政書士徽章等規則 （徽章の着用）

第3条 会員は、徽章を会員の身分を象徴するものとして認識し、行政書士業務を行うときは、常にこれを着用しなければならない。

（徽章及び補助者章の着用）

第7条 会員は、その補助者に対し、補助者章を補助者の身分を象徴するものとして認識させるとともに、補助業務を行わせるときは、常にこれを着用させなければならない。



保管場所証明申請、自動車登録業務についての研修会の報告

業 務 部

令和8年2月1日（日）、三重県行政書士会業務部主催による「保管場所証明申請・自動車登録業務研修会」を開催しました。

近年、自動車登録や車庫証明に関する手続は、国民・事業者双方から安定した需要がある一方、行政書士法改正を背景として、行政書士が担うべき業務領域やその専門性が改めて注目されています。業務部では、こうした状況を踏まえ、自動車業務を適正に取り扱うことのできる会員の育成と、実務知識の共有を目的として本研修会を企画しました。

講師には、津支部の岡田泰彦会員を迎え、保管場所証明申請及び自動車登録業務について、基礎から実務上の留意点まで幅広くご講義いただきました。日頃から自動車業務に携わる会員ならではの経験談や具体的事例も数多く紹介され、参加者にとって実践的な学びの機会となりました。

当日は会場参加とZoom参加を合わせ、約60名の会員が参加しました。約2時間にわたる研修では、法令改正の内容や制度趣旨を確認するとともに、行政書士として適正に業務を遂行するために必要な知識や心構えについて理解を深めました。参加者からは、実務に直結する内容であったことから多くの質問が寄せられ、自動車業務に対する関心の高さがうかがえました。

行政書士法の改正により、無資格者による違法な書類作成への対応が一層強化される中、行政書士が専門家として果たすべき役割はますます大きくなっています。業務部としても、会員が安心して業務に取り組める環境づくりを進めるため、今後も実務に即した研修を継続的に実施してまいります。



親族調査研修会の報告

親族調査等業務管理委員会 副委員長 山 口 佳 孝

令和8年2月6日（金）、サンワーク津にて、親族調査研修会を実施しました。

今回からは、全会員が受講できる形での開催となり、多くの会員に参加いただきました（参加者41名）。

また、今回も松阪支部の大田歩美会員に講師を依頼し、相続手続の経験があまりない会員に対しても、調査に必要な戸籍についての基本知識、調査方法、関係図の作成など、未経験であっても会員全員が相続手続を業務として始められるよう、分かりやすく丁寧な研修をしていただきました。

2月13日（金）には、親族調査会員登録のための考査も実施されました。

親族調査等業務管理委員会で共有している問題点は以下のようなものがあります。

- ・今後、受任する件数が大幅に増加されることが見込まれる市町があるが、それに対して、親族調査会員数が不足している。

⇒まさに研修会に参加していただいた会員が研修により基本知識等を習得され、親族調査会員に登録していただくことをお願いいたします。

ご自身の業務も当然ある中、また、報酬がそれと比較すると低額となるかと思われますが、ここは、社会貢献として、また行政書士の存在をアピールするものとして、ご協力をいただければと思います。

- ・親族調査自体がAIのシステム導入により、役所内で完結できる可能性。

⇒先日、AIにより開発されたとの報道もありました。

現時点でどこまでの信頼性があるのか等、詳細は不明ですが、いよいよここまでAIが来ているのかという驚きです。

しかしながら親族調査で依頼いただく案件、特に複雑な案件ではやはり、専門家による調査、確認は不可欠だと思います。

ただし、これらにより行政からのニーズも変わるものと思います。

それに素早く行政書士が対応できるようにするためには、極めて複雑な案件でも行政書士に依頼すれば間違いないという信頼性、そして常日頃からの行政との結びつきが重要かと思っています。

親族調査等業務管理委員会は、各地区ブロックのブロック長、登録会員の方と連絡を密にしながら、今後も研修会、考査等の開催を進めていければと思います。

皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

業実問題及び行政書士法改正に関する研修会の報告

法規監察部 部長 大 塚 陽

令和8年3月6日（金）に、業実問題及び行政書士法改正に関する研修会を実施いたしました。

第一部は、判例や先例総覧の事例を踏まえた業実問題について、第二部は、行政書士法改正のポイントについて、第三部は質疑応答という形で行いました。今回は、その概要をご報告いたします。



1. 事例に基づく業実問題の検討

行政書士の独占業務を定める行政書士法の解釈、各士業法との業実問題について検討を行いました。研修会でお話させていただいた事例の一部をご紹介します。

- (1) 「事実証明に関する書類」（行政書士法第1条の3）に関する判例（家系図事件）
- (2) 行政書士による財産管理業務及び成年後見業務（附帯密接関連行為論）
- (3) 弁護士法72条に関する最高裁判例（事件性必要性説に親和的な判断）
- (4) 不動産に関する遺産分割協議書作成に関する司法書士法との業実問題
- (5) 就業規則、三六協定書の作成に関する社会保険労務士法との業実問題
- (6) 行政書士法の名義貸しに関する先例
- (7) 紹介料の授受に関する考察

2. 行政書士法改正について

令和8年1月施行の行政書士法改正の重要なポイントについて説明いたしました。

主に、①使命規定の新設、②デジタル社会への対応に関する努力義務、③特定行政書士の業務範囲の拡大、③業務制限規定の趣旨の明確化、④両罰規定の整備について解説いたしました。

3. 質疑応答

上記の業実問題に関する事例や、行政書士法改正について、参加者と会長、法規監察部で活発な議論を行いました。自動車業務の車庫証明における書類作成など、実務に即した質問も多く寄せられ、行政書士法改正に関する理解を深める有意義な機会となりました。



今回の研修会はベテランの会員から新人の会員まで、多くの方々に参加いただきました。本研修が業実問題に関する理解とコンプライアンス意識の向上につながれば幸いです。

盛土規制法&都市計画法&農地法に関する研修会の報告

業 務 部

令和8年3月21日（土）、三重県教育文化会館にて「盛土規制法&都市計画法&農地法に関する研修会」を開催しました。土曜日の開催にもかかわらず、会場には56名もの会員が集まり、このテーマへの関心の高さがうかがえる熱気のある研修となりました。

講師には、松阪支部の伊藤義徳先生をお迎えしました。今回の研修の大きな目的は、昨年5月に三重県全域が「盛土規制法」の区域に指定されたことを受け、私たちの実務（都市計画法や農地法の申請手続き）がどう変わったのかを深く理解し、現場での対応力を高めることです。

研修では、実務に直結する三重県29市町のデータが共有されました。その結果をもとに、市町ごとの「窓口の受付時間」「事前相談に予約が必要か」「現場への立ち合いはあるか」「必要書類にどんな違いがあるか」といった、手引きだけでは分からないリアルな違いを細かく解説していただきました。

新しく始まった盛土規制への対応はもちろん、地域ごとに異なる農地申請のリアルな動向を学べたことで、明日からの実務にすぐ活かせる大変有意義な時間となりました。



法教育出前講座の報告

法律講座WG 代表 久保田 剛 司

法律講座ワーキンググループでは、県民の皆様に寄り添った法教育活動を通じて、身近な法律家である行政書士の認知度向上を目的に、法教育出前講座を実施しております。

令和7年度は、「成人後に変化する社会的責任」と「特殊詐欺」をテーマに、鈴鹿高等学校、稲生高等学校、セントヨゼフ女子学園高等学校の三校で出前講座を開催しました。

講座では、成年年齢の引下げに伴う契約トラブルや消費者被害、特殊詐欺の手口とその対策などについて、具体的な事例を交えながら分かりやすく解説しました。生徒の皆さんにも熱心に受講していただき、法的知識を身近なものとして学んでいただく貴重な機会となりました。

このような活動は、地域における法教育の推進だけでなく、行政書士の社会的役割や業務内容を広く知っていただく機会にもなり、三重県行政書士会の信頼向上や認知度向上にもつながるものと考えております。

今後も、社会情勢や地域のニーズに応じた法教育出前講座を企画・実施し、地域社会への貢献と行政書士制度の普及に努めてまいります。引き続き、会員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



受託事業推進特別委員会の発足にあたって

受託事業推進特別委員会 委員長 米 田 智 彦

会員の皆様、日頃より本会の活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。この度、新たに発足した副会長4名で構成される「受託事業推進特別委員会」の委員長を拝命いたしました。本委員会の発足にあたり、当委員会の目的や今後の活動についてご報告申し上げます。

当委員会は、本会における官公署等からの受託業務を「組織的かつ戦略的に推進すること」を目的として、本会会則第44条の規定に基づき特別委員会として設置されました。行政との連携をより一層強化し、行政書士としての職域をさらに広げていくため、当委員会では主に以下の職務に取り組んでまいります。

1. 受託事業の推進に係る基本方針の策定
2. 官公署等からの受託業務の受注推進
3. 新たな受託事業の発掘及び調査研究
4. その他受託事業の推進に必要と認める事項

既存の受託業務を推進・拡大するのみならず、会員の皆様が活躍できる新たな事業の発掘と調査研究にも積極的に注力していく所存です。

委員会の活動状況や検討結果については、定期的に理事会へ報告を行い、会全体と情報共有を図りながら進めてまいります。また、会議において必要があると認めるときは、委員以外の皆様にも出席をお願いし、広く専門的なご意見を伺うことも想定しております。

官公署等からの受託業務の拡大は、本会の社会的信用の向上や、会員の皆様の更なる飛躍に直結するものです。その基盤作りと発展のため、全力で取り組んでまいりますので、皆様の温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



ワーキンググループ（WG）の設置について

特別事業運営委員会 委員長 米 田 智 彦

日頃より本会の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和8年度における若林会長の事業方針では、「受託事業の拡充による社会的信頼と会員利益の向上」や「DX・デジタル・AI時代に対応する次世代行政書士を目指す取組の推進」などが重点施策として掲げられております。行政書士制度を取り巻く環境が大きく変化する中、時代の要請に応じ、事業推進体制の強化と会務運営の整備を図るため、今年度、特別事業運営委員会のもとに新たに「デジタル対応ワーキンググループ」と「外国人相談ワーキンググループ」の2つを設置いたしました。

デジタル対応ワーキンググループについて

昨今のデジタル化の進展を踏まえ、これからの時代に対応する次世代行政書士を目指すための取組を推進します。当ワーキンググループでは、パソコン教室やスマホ教室等の早期開催をはじめとする会員へのデジタル活用支援や情報発信を予定しております。また、ITツール導入などによる会務・事務局業務の効率化提案や、電子申請・オンライン手続における行政機関との協議・調整を通じて、時代に即した会務運営の基盤づくりに取り組んでまいります。

外国人相談ワーキンググループについて

国際業務を取り扱う行政書士の専門性を生かした事業受託を契機に発足しました。具体的には、三重県からの受託事業として、三重県労働相談室へ行政書士（申請取次者・特定行政書士）を週2回派遣し、県内企業等から寄せられる外国人雇用に関する相談に対応いたします。さらに、労働相談室の職員に向けた外国人雇用に関する基礎的知識や対応方法の研修も担当し、行政と連携した専門的支援を展開します。

会員の皆様におかれましては、新設された両ワーキンググループの今後の活動にご期待いただくとともに、何卒ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

デジタル対応WG代表挨拶

デジタル対応WG 代表 鷺 尾 みどり

このたび、デジタル対応WGの代表を務めることとなりました鷺尾みどりです。

近年、行政手続のオンライン化や電子申請の拡大、生成AIをはじめとするデジタル技術の進展など、私たち行政書士を取り巻く環境は大きく変化しています。また、改正行政書士法の施行により、行政書士に求められる役割や期待も、ますます広がっていくものと考えています。

こうした時代の変化に対応するため、当WGでは、会員の皆様へのデジタル活用支援や情報発信を行うとともに、スマートフォンや各種デジタルツールの活用に関する研修等の実施を検討してまいります。また、会務や事務局業務の効率化に向けた提案や、電子申請・オンライン手続に関する行政機関との協議・調整にも取り組んでまいります。

デジタル化は決して一部の得意な人だけのものではなく、会員一人ひとりの業務の効率化やサービス向上につながる身近な手段です。当WGが、会員の皆様にとって新しい技術や情報に触れるきっかけとなり、日々の業務に役立つ情報をお届けできるよう活動してまいります。

まだ発足したばかりのWGではありますが、会員の皆様のお声も伺いながら、実践的で親しみやすい活動を進めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

デジタル対応WGからのお願い

～安全なデジタル活用のために～

デジタル対応WGでは、会員の皆様が安心してデジタル技術を活用できるよう、次の3点についてご確認をお願いいたします。

① USBメモリ等の取扱いに注意しましょう

USBメモリなどの外部デバイスは、マルウェア感染や情報漏えいの原因となる場合があります。使用する際は、信頼できる製品であることを確認し、ウイルスチェックを行うなど、安全対策を徹底しましょう。また、紛失防止にも十分ご注意ください。

② 生成AIへの個人情報入力は慎重に

生成AIは便利なツールですが、顧客情報や個人情報、業務上の機密情報を安易に入力・アップロードすることは避けましょう。また、利用するサービスの設定についても、学習利用の有無などを事前に確認することが大切です。

③ サイバーリスクへの備えも検討しましょう

サイバー攻撃や情報漏えいは、どの事務所でも起こり得ます。万一に備え、「行政書士賠償責任補償」のオプションである「サイバーリスク補償」なども参考にしながら、事務所のリスク対策について今一度ご確認ください。

外国人相談WG代表挨拶

外国人相談WG 代表 小林マイケルアンジェロー

このたび、外国人相談WGの代表を務めさせていただくこととなりました、小林マイケルアンジェローです。

近年、在留外国人の増加に伴い、在留資格や入管手続、外国人雇用、家族の呼び寄せ、生活上の手続など、外国人に関する相談はますます多様化しています。また、相談内容によっては、労働、福祉、教育、行政手続など複数の制度が関係することもあり、行政書士に求められる役割も広がっていると感じています。

私自身、外国出身者として日本で生活する中で、制度や手続の分かりにくさ、どこに相談すればよいのか分からない不安を感じた経験があります。言葉の問題だけでなく、日本の制度や慣習を理解することの難しさは、外国人の方にとって大きな負担となることがあります。だからこそ、外国人の方が困ったときに安心して相談できる場所が必要であり、行政書士がその身近な相談先の一つになれるよう、体制づくりを進めていきたいと考えています。

外国人相談WGでは、外国人相談に対応できる会員の育成、相談事例や実務情報の共有、関係機関との連携体制の構築などに取り組んでまいります。また、会員同士で情報を共有し、必要に応じて行政機関や他士業とも連携できるような、実践的な活動を進めていきたいと考えています。

外国人相談は、今後ますます地域において重要な分野となっていくと考えます。外国人相談WGの活動を通じて、県民、外国人住民、行政機関等から信頼される相談体制を整え、地域社会への貢献につなげてまいります。

今後とも、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



経審WGからのお知らせ

経審WG 代表 帶山 勝一郎

経審WGは三重県と締結された「経営事項審査に関する支援業務委託契約」に基づいた事業の推進を行っております。委託内容は毎月開催される経営事項審査について、特別の研修・研鑽を積んだ経営事項審査業務処理要員（以下「要員」という。）が県下に10ある建設事務所に赴き、審査支援業務を行うことになっております。また委託契約に付随し、三重県ホームページ内「建設業のための広場」に掲載されている「経営事項審査申請の手引き」の編集にも携わっております。経審WGでは主に要員の配置、要員義務研修会及び新規要員募集を実施しており、令和7年度も滞りなく実施いたしました。

また、令和8年6月2日（火）には会員向け経営事項審査説明会を開催し、県土整備部担当者から経営事項審査申請の概要、7月の改正内容、電子申請の委任手続きについての説明をしていただきました。

今後はさらに電子申請の件数が増える傾向にある中、今年度から各建設事務所での紙申請の経営事項審査申請開催日に加え、本庁での電子申請集約日が毎月設けられております。

それに伴い、要員の配置人工が増加し、要員の増員が課題となっております。

令和8年8月には新規要員募集を行い、10月に実力測定を実施する予定です。応募要件となっている建設業関連業務の実務経験がある方は、8月末日締め切りとなりますので是非ともご応募ください。

会員の皆様へ

職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関するお願い

行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位の保持に努めなければなりません。

特に職務上請求書の使用にあたっては、戸籍法及び住民基本台帳法の規定により、行政書士等の資格者が職務上必要ある場合に限り行使できるとされており、限られた資格者にのみ認められた国民の利便のための制度であるため、個人情報保護、人権の擁護などの観点からも高い倫理意識に基づいた厳正な取扱いが求められます。職務上請求書の偽造、不正使用、人権侵害のおそれがある戸籍等の取得は決して許されることではありません。

会員各位におかれましては、「戸籍法」、「住民基本台帳法」、「行政書士法」、「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」等の趣旨を十分に理解され、適正な使用及び厳格な取扱いに努めていただきますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

職務上請求書管理委員会からのお知らせ

～「誤った使用例」から学ぶ、適正な管理と使用の徹底～

「職務上請求書取扱説明書（令和5年4月21日）」を活用されていますか？

職務上請求書による各種証明書類の取得は、職務を迅速に遂行するために私たちに付与された制度であると同時に、国民のプライバシー保護の観点から、高い信頼と重い責任が伴うものです。多忙な業務の中で、管理の甘さや認識不足による不適正な取扱いをされていませんか？

今回は、「職務上請求書取扱説明書」に掲載されている【管理上の誤った使用例】をピックアップ。今一度、ご自身の取扱いについて見直してみてください。

～取扱説明書は本会ホームページからダウンロードできます～

「会員ページ」→「各種書類一覧」→「職務上請求書の購入について」

管理上の誤った使用例

【NG！①】書き損じた請求書をシュレッダーで破棄する

→書き損じた請求書は、使用しなかったことが判るよう「×」を付すなどの表記をし、ホチキスで綴じるなど切り離さず控えと一緒に綴じて保管しましょう。

【NG！②】白紙の請求書にあらかじめ職印を押しておく

→万が一紛失した際、不正取得など重大な悪用に繋がるおそれがあり極めて危険。必ず内容をすべて正しく記載したうえで、最後に職印を押印するよう徹底しましょう。

【NG！③】いつ、どこで紛失したのかわからない

→万が一紛失や盗難に遭ったときは、速やかに本会へ報告するとともに、未使用請求書が悪用されることを防ぐため警察署へ盗難届出又は遺失物届出を提出しなければなりません。

【NG！④】冊子を分解して使用している

→請求書には1枚ずつ連番が振られており厳格な管理が求められています。紛失を避けるためにも絶対に切り離さず、連番通りの状態で使用保管をしましょう。

【NG！⑤】管理を補助者任せにしている

→補助者が作成した書類や職務上請求書は、必ず行政書士自身が内容をすべて確認し、自ら職印を押印しなければなりません。万が一、不適正な使用があれば「補助者が行った」では済まされません。職印や請求書の管理は必ず自ら行いましょう。

* 不適正な取扱いには厳格な措置がとられます *

「これくらいは」という安易な過信を捨て、
会員一人ひとりが適正な管理・使用を徹底してください。

行政書士ADRセンター三重からのお知らせ

『第2回ADR（ODR）調停が行われました』

行政書士ADRセンター 副センター長 天 春 千賀子

行政書士ADRセンター三重では、昨年に引き続き第2回目のADR調停を行いました。今年度は、「建物賃貸借の敷金返還・原状回復」に関する紛争の調停です。令和7年7月から相談を受け、令和8年4月に合意に至るという長いスパンで関わることになり、行政書士ADRセンター三重が全員体制で臨んだ調停でした。ADR調停は、裁判と違い法律に基づいて調停を行うものではありません。申込人と相手方の双方の紛争の基になった事情を丁寧に探り、お互いの言い分を聞いて和解を目指す調停です。しかし、人間の感情は、複雑でどこに根っこがあるのか、なかなか表面化しない部分があります。今回も悪化した関係の中、時間をかけて3度の調停を行いました。弁護士の先生の助言を何度も仰ぎながら、それでも和解にたどり着くのが難しく3度目でようやく双方の合意となりました。私たちは、今回のADR調停を経験して、その難しさと重要性を学びました。現在、行政書士ADRセンター三重が行っているODR調停（オンラインによる裁判外紛争解決手続）の実績があるのは、認証を受けてADR調停を行っている行政書士会の中でも東京会と三重会のみです。これは、三重会の活躍が注目されている点かと思えます。更にこれからも行政書士が三重県民の皆様にとって頼れる存在になれるよう精進していきます。

また、あすまいるのイベントにも参加し、多くのペットを飼っているご家庭やこれからペットを飼いたいと思っているご家族にADR調停について案内をし、親子で楽しくゲームに参加していただくことで交流をいたしました。ペットに関する紛争については、今年度も相談が寄せられていて、ADR調停の認知が広がっていることを感じます。話し合いによる紛争解決の必要性和利便性が広く知られるよう広報活動にも力を注いでいきたいと思えます。



R8.5.31
あすまいるイベント

【取り扱う紛争の範囲】

1. 外国人の職場環境・教育環境に関する紛争
2. 自転車事故に関する紛争
3. 愛護動物（ペットその他の動物）に関する紛争
 - ・ ペットの噛みつき等に関する事
 - ・ ペットの販売店との売買に関する事
 - ・ ねこへのエサやり等に関する事など
4. 建物賃貸借の敷金返還又は原状回復に関する紛争
 - ・ 敷金精算に関する事
 - ・ 賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する事
 - ・ 敷金ゼロ物件における原状回復に関する事など

※ ODR調停：ZOOMなどのビデオ通話ツールを使い、オンラインで双方をつないで調停を行います。遠方などで会場への来訪が困難な方でも、ADR調停をご利用いただけます。



令和7年度行政書士記念日の支部広報活動の報告

桑 名 支 部

2月22日は「行政書士 記念日」です。

当支部では、2月23日（祝）に、桑名市寺町通り商店街にて、行政書士グッズ配布を行いました。

当日は寒さが和らぎ春の陽気が感じられ、また「三八の市」でもあり多くの方々と賑わっていました。今回の配布には新入会員の方に加わってもらいました。行政書士グッズの配布を通し、「身近な街の法律家」である行政書士の役割について知っていただくよい機会となりました。



四 日 市 支 部

令和8年2月21日（土）、近鉄四日市駅ふれあいモールにて、行政書士記念日広報活動として四日市支部会員4名によりグッズ配布を行いました。四日市支部は広報活動用のジャンパーを作成して活用しているのですが、この時期はかなり寒いことが多く、着用できないこともありましたが、今年は、比較的暖かく、おそろいのジャンパーで行政書士の活動をアピールできたと思います。今年は4名と少ない人数でしたが、次年度はもう少し増やしていきたいとも考えています。

ご協力いただきました四日市支部の会員の皆様、ありがとうございました。



亀 山 支 部

亀山支部では、行政書士記念日の活動として、令和8年2月21日（土）に前年に引き続きショッピングセンター亀山エコータウンにおいて行政手続無料相談会を行いました。

それに伴い、亀山市広報誌2月号での広報とともに、2月14日（土）、15日（日）に会場である亀山エコータウンにてチラシ配布という相談会の事前周知を兼ねた広報活動を行いました。

当日は、全会員17名中5名の参加をもって、2ブースで午前10時～午後1時の間に相談会を行い、センターの館内放送での紹介もあり、6組の来訪があり、相談を受けました。

鈴 鹿 支 部

鈴鹿支部では、令和7年度も行政書士記念日（昭和26（1951）年2月22日 行政書士法公布）に合わせて、2月21日（土）午前10時～午後3時、そよら鈴鹿白子2階にて、支部会員9名の参加の下、「行政書士記念日 無料相談会」を実施しました。

前回同様、中日新聞の案内記事の掲載に加えて、今回は「そよら LINE」による案内もあって、24件（前回（10月18日（土）実施）17件）の相談を承ることができました。その内容は、多岐にわたりましたが、相続・遺言が半数を占めました。また、アンケートの結果、4割以上の方より「相談できてよかった」といった感想をいただきました。反面、「場所がわかりにくかった」というご意見も賜りましたので、今後は店内放送による案内などで開催場所の周知を徹底したいと思います。

このように、鈴鹿支部では会員が協力して「行政書士記念日 無料相談会」をつつがなく執り行うことができました。

今後も、支部会員の協力を得て、行政書士制度の周知普及に努めてまいります。



伊 賀 支 部

伊賀支部では、毎年交互に名張市と伊賀市で行政書士記念日広報活動を実施しています。令和7年度は、令和8年2月7日（土）、アピタ伊賀上野店にて、チラシ、ティッシュ、クリアファイル等の広報グッズ配布に加え無料相談会を実施しました。

今回は、実験的に午前の部・午後の部の2部制で実施。特に無料相談会の事前告知もせず、チャレンジ精神で臨んだショッピングセンターでの広報活動でした。結果、相談件数は6件。様々な反省点を踏まえ、「行政書士」業務をより多くの地域の皆様に知っていただく今後の広報活動に活かしたいと思いました。



当日参加いただいた伊賀支部会員の皆様、有難うございました。（写真は午前の部の様子です。午後は、シャッターを押し忘れ…。午後の部の皆様、ご容赦願います。）

津 支 部

令和8年2月21日（土）、22日（日）の午前10時から午後4時まで、津リージョンプラザ会議室において、行政書士記念日にあわせた無料相談会を開催しました。当日は、来場者一人ひとりの相談内容に丁寧に耳を傾けながら、行政書士業務の範囲に即した助言を行いました。新入会員の方も多く相談員として積極的に参加していただき、実践力を高める良い機会になりました。また、相談会の運営を通じて会員相互の情報交換も行われ、津支部会員の交流を深める場としても有意義な機会となりました。

相談内容としては、相続、遺言の相談を中心に、日常生活に密接に関わる身近な法務相談が寄せられました。2日間の相談件数は合計5件でしたが、限られた件数の中でも、地域の皆様が行政書士に期待する役割や相談ニーズを改めて確認することができました。一方で、相談件数は例年と比較して大幅に減少しました。その要因として、津市の広報誌「広報つ！」に無料相談会等の案内を掲載することができなくなった影響が大きいものと推測されます。相談件数の増加を図るため、周知方法の見直しを行うとともに、費用対効果を踏まえた効果的な広報活動について検討してまいります。引き続き、「三重タイムズ」や「三重ふるさと新聞」に無料相談会の記事掲載を依頼するほか、地域住民に届きやすい広報のあり方について支部内で検討を進めていきたいと考えております。

今後も、行政書士が「頼れる街の法律家」として地域に根ざした活動を継続し、住民の皆様の安心した暮らしに貢献できるよう努めてまいります。最後になりましたが、本相談会の開催にあたりご協力いただきました会員の皆様に、厚く御礼申し上げます。

松 阪 支 部

2月22日（日）、松浦武四郎記念館で開催された「武四郎まつり」に、松阪支部として参加させていただきました！

松浦武四郎は、幕末から明治時代にかけて活躍した探検家・地理学者で生涯で6度にわたり蝦夷地（現在の北海道）を探查し、アイヌ民族の文化を深く理解し記録した人物として、また「北海道」の命名者として知られています！

例年なぜか、「武四郎まつり」の当日は、雨や風の強い日が多いのですが、この日は朝から気持ちの良い青空が広がり、絶好のイベント日和となりました。会場には多くの来場者が訪れ、大変な賑わいを見せていました。

私たち松阪支部は、行政書士制度や業務内容について知っていただくための広報活動を実施し、用意していた広報グッズも、ありがたいことにあっという間に配布完了となりました。

そして、偶然にもこの2月22日は「行政書士記念日」。

記念すべき日に地域の皆様へ直接PR活動ができたことは、大変意義深い機会となりました。

今後も松阪支部として、地域の皆様のお役に立てるよう、松浦武四郎のように粘り強く、積極的な広報活動や無料相談会などの取組を続けてまいります。



伊勢支部

2月21日（土）、昨年と同様に「伊勢イオンタウンララパーク」でPRグッズの配付と無料行政相談会を行いました。

当日は、3連休の始まりの日で店内の賑わいを期待したのですが、この日は季節外れの暖かさで市民の方々は行楽地に出かけたのか、来店者は昨年と比べて少ないと感じました。

それでも、人通りは途切れることなく2か所の出入り口でPRグッズの配付及びセンター通路の一角をお借りして（2階フロアへの階段入口近く）無料相談を午後2時から午後4時までの間行いました。

無料相談 3名（内容：遺産分割協議書、相続、成年後見）

PRグッズの配付：約100個



鳥羽志摩支部

令和7年度行政書士記念日における鳥羽志摩支部の活動について報告します。

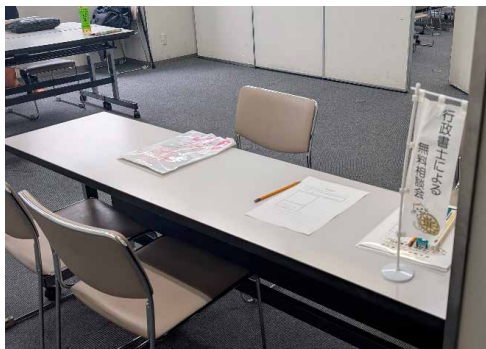
鳥羽志摩支部では、令和8年2月15日（日）に鳥羽商工会議所にて行政書士無料相談会を開催させていただきました。

会場には開始前から相談者がお越しになり、慌ただしいスタートとなりました。会場では広報グッズの配布も行い無料相談とともに行政書士制度の広報活動を行いました。

今回の無料相談会では相続に関する相談が多かった一方で、離婚協議書など民法改正を受けた相談もありました。

相談者数は例年通りといった印象で横ばい傾向でしたので、開催日や会場、広報の方法などを検討し相談者数の増加につなげたいと思っています。

支部会員の皆さんも多数ご参加いただきスムーズな相談対応をさせていただくことができましたが、近時様々な法改正があることから会員の知識の向上にも力を入れていきたいと思っています。



尾 鷲 支 部

尾鷲支部では、令和8年2月15日（日）、紀北町立海山公民館にて、行政書士、司法書士、土地家屋調査士の三士業合同で相談会を実施しました。

相談内容は相続及び相続に関連する不動産の相談が主なものでした。

可能な限り他士業同士一人ずつの2人一組で相談を受け、専門知識だけでなくそれぞれの経験を生かした相談体制にて対応ができたのではないかと思います。

また、相談会来場者及び会場施設への訪問者や近隣スーパーマーケット前でも広報グッズの配布を行いました。

例年、支部会員の多数が参加する場でもあり、会員及び参加士業間の連携・交流もできた相談会・広報活動となりました。



熊 野 支 部

2月18日（水）午前10時から1時間、熊野市内の「熊野イオン店」ご協力のもと、同店舗前において行政書士記念日の広報活動を実施しました。

当日は支部会員4名が参加し、買い物に訪れた地域住民の方々に対して、行政書士制度を紹介するチラシやクリアファイル、ティッシュなどの広報グッズを配布しました。

寒さの残る中でしたが、多くの方々が足を止めてくださり、行政書士の業務に関心を持っていただく場面も見られました。

このような地道な広報活動を通じて、地域における行政書士の役割や身近さを改めて知っていただく良い機会となりました。

令和7年度「行政書士のお仕事説明会」の開催報告

広報部 前川 忠 浩

日 時：令和8年3月22日（日）午後2時00分～午後4時00分（受付開始午後1時30分）

場 所：三重県教育文化会館 5階 大会議室

内 容：(1) 会長あいさつ（若林三知 会長）
(2) 行政書士の仕事の概要（米田智彦 副会長）
(3) 現役行政書士による経験談

①小林マイケルアンジェロー会員（松阪支部） ②小川祐会員（松阪支部）

(4) 入会手続きの方法（郡山方正 総務部長）

司 会：前川忠浩（広報部）

行政書士の仕事に興味のある方や、これから行政書士を目指したいという方を対象に、今年度も「行政書士のお仕事説明会」を開催しました。今回は、三重県教育文化会館の大会議室にて開催いたしました。当日は35名の方にご参加いただきました。

説明会は、若林三知会長の改正行政書士法を含めたご挨拶からスタートし、続いて米田智彦副会長より行政書士制度や業務の概要、そして現役行政書士2名による経験談や実際の入会手続きについて、約2時間にわたり、担当者ごとにお話をさせていただきました。

会員による講演では、小林マイケルアンジェロー会員（松阪支部）が「開業までの道のりと現在の業務」というテーマで、開業に至るまでの経緯やこれまでの仕事や大切にしたい事等の体験を紹介。続いて、開業3年目の小川祐会員（松阪支部）からは、「登録3年を振り返って」と題し、これまでの警察官としてのさまざまな経験を基に、今まで取り組んできた業務や行政書士としての思いを語っていただきました。最後に郡山方正総務部長より、行政書士登録や入会手続きについての説明があり、全体のプログラムを締めくくりました。

講演後の質疑応答では、「成年後見の業務をしたいが、どうすればよいか?」「開業するには、どのくらいの資金が必要なのか?」「相続などの仕事を獲得するには、営業はどうすればいいのか?」といった、現実的でかなり踏み込んだ質問がありました。皆さんが真剣に行政書士という仕事を考えていただいていることが伝わってきて、嬉しく感じると共に、私たち自身も、改めてやりがいについて実感できる時間となりました。



終了後にご協力いただいたアンケート（回収31件）では、「行政書士業務に興味を湧いた」「登録を前向きに考えたい」と回答された方が多数いらっしゃいました。また、「体験談がとても参考になった」「相続や成年後見も行政書士の仕事だと初めて知った」などの感想も多く寄せられ、今までよりも一層身近に感じてもらえるよい機会になったのではないかと考えます。



令和7年 業務取扱件数集計結果報告

(令和7年1月～12月分)

みだしの件、ご協力いただきましてありがとうございました。

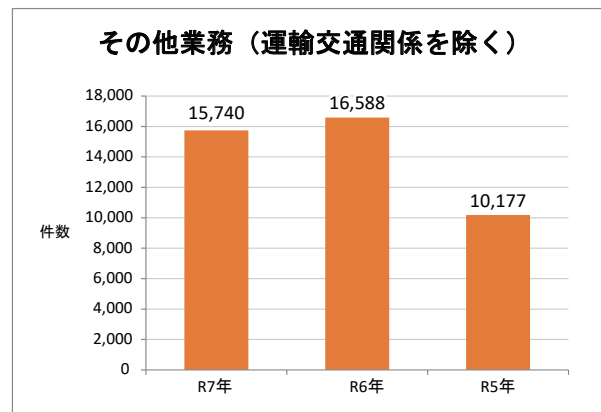
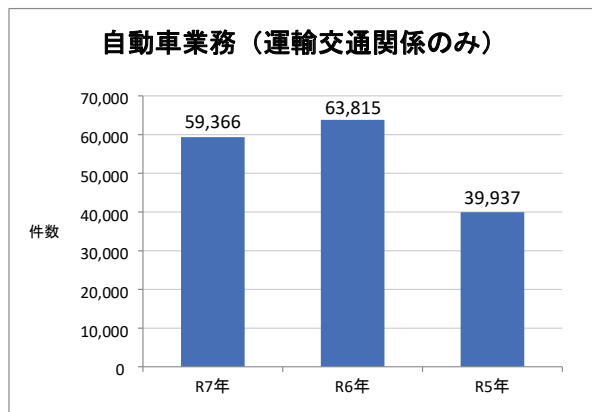
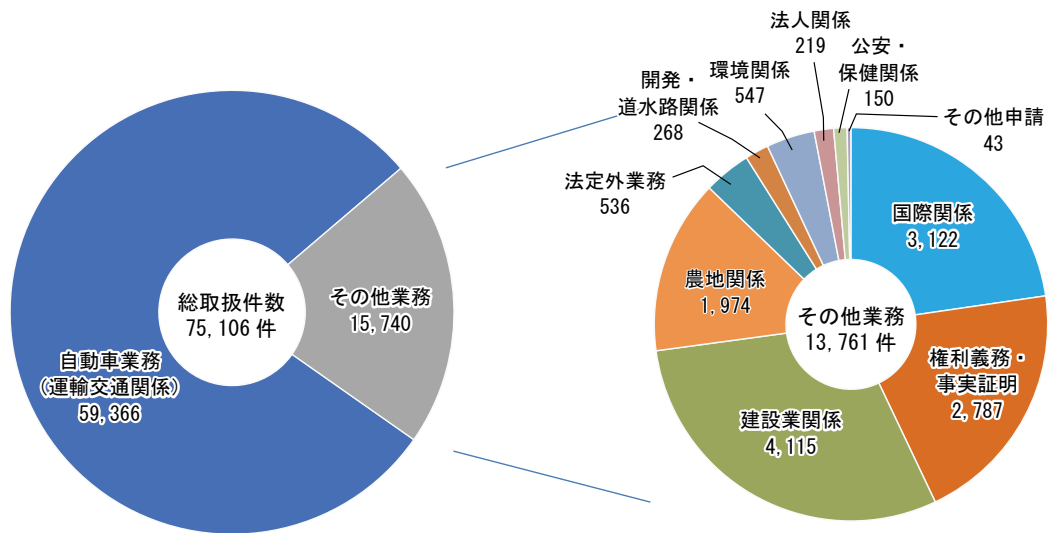
下記の通り取りまとめましたので、業務の参考にしていただければ幸いに存じます。

【支部別割合の報告】

支部別	総数	桑員	四日市	亀山	鈴鹿	伊賀	津	松阪	伊勢	鳥羽志摩	尾鷲	熊野
会員数	776	94	175	19	73	62	148	84	78	20	10	13
報告会員数	286	46	60	8	24	23	47	27	25	10	4	12
報告割合 (%)	36.9%	48.9%	34.3%	42.1%	32.9%	37.1%	31.8%	32.1%	32.1%	50.0%	40.0%	92.3%

【業種別報告会員数・取扱件数】

業務別	総数	1. 法人関係	2. 農地関係	3. 建設業関係	4. 公安・保健関係	5. 国際関係	6. 運輸交通関係	7. 開発・道水路関係	8. 環境関係	9. その他申請業務	10. 権利義務・事実証明	11. 法定外義務
報告会員数 (延)	1,591	62	359	268	46	72	131	81	81	28	367	96
取扱件数	73,372	219	1,974	4,115	150	3,122	59,366	268	547	288	2,787	536
1人当たりの件数	46.1	3.5	5.5	15.4	3.3	43.4	453.2	3.3	6.8	10.3	7.6	5.6



令和7年 業務取扱件数報告

(令和7年1月～12月)

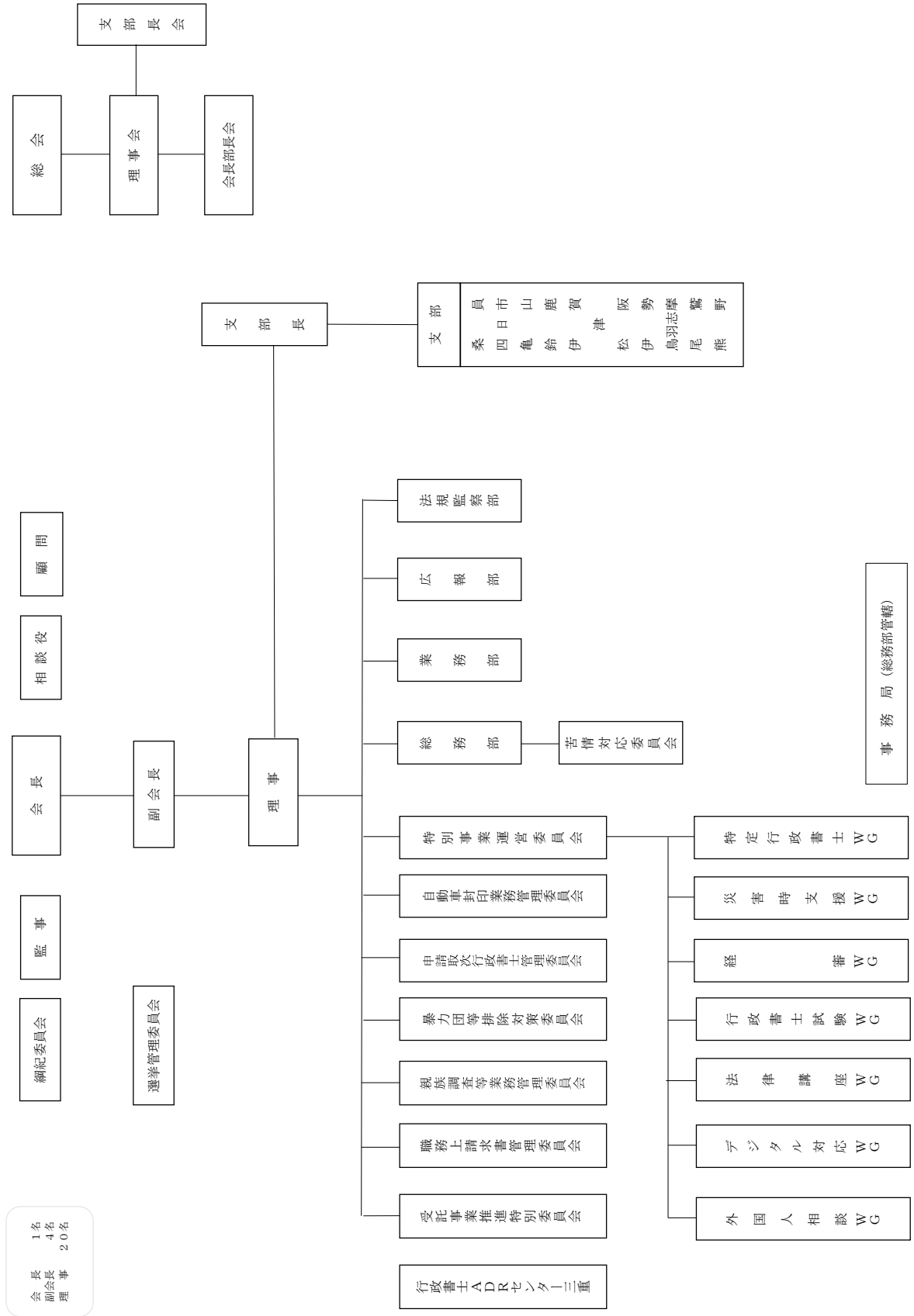
業 務	1. 法人関係				2. 農地関係						3. 建設業関係						4. 公安・保健関係									
	1-1	1-2	1-3	1-4	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	2-6	3-1	3-2	3-3	3-4	3-5	3-6	4-1	4-2	4-3	4-4	4-5	4-6	4-7	4-8	4-9	
	会社設立	その他法人設立	事業承継（合併、分割、事業譲渡他）	法人関係その他	農地法第3条許可申請	農地法第4条、第5条許可申請	農地法第4条、第5条届出	非農地証明願	農振除外申出	農地関係その他	建設業許可申請（新規・更新）	経営事項審査申請	各種工事業登録（新規・更新）	入札参加資格審査申請（新規・更新）	変更届等（事業年度終了届を含む）	建設業関係その他	風俗営業許可申請（1号～3号）	風俗営業許可申請（4号、5号）	無店舗型性風俗特殊営業開始届出	深夜酒類提供飲食店営業開始届出	古物商許可申請	飲食店営業許可申請	民泊（簡易宿所営業許可申請）	旅館業法に係る許可申請	公安・保健関係その他	
件数	92	14	8	105	520	794	231	170	45	214	600	846	51	224	2,276	118	40	6	7	12	41	34	5	3	2	
総計	219				1,974						4,115						150									

業 務	5. 国際関係						6. 運輸交通関係					7. 開発・道水路関係						8. 環境関係					9. その他 申請業務	
	5-1	5-2	5-3	5-4	5-5	5-6	6-1	6-2	6-3	6-4	6-5	7-1	7-2	7-3	7-4	7-5	7-6	8-1	8-2	8-3	8-4	8-5	9-1	9-2
	在留資格認定証明書交付申請	在留期間更新許可申請	在留資格変更許可申請	永住許可申請	帰化許可申請	国際関係その他	自動車保管場所証明、保管場所届出申請	自動車登録各種申請、軽自動車届出各種申請	自動車運送事業に係る各種申請、各種届出	特殊車両通行許可申請	運輸交通関係その他	都計法第29条開発許可申請	都計法第43条第1項許可申請（建築許可）	都計法施行規則第60条（適合証明）申請	道路等占用許可・道路等工事施行承認申請	用途廃止・売却申請	開発・道水路関係その他	産廃収集運搬業許可申請（新規・更新）	同積替保管、中間処分業（最終処分を含む）許可申請（新規・更新）	一廃収集運搬業許可申請（新規・更新）	景観条例の届出	環境関係その他	宅建業免許申請	旅行業免許申請
件数	540	1,852	409	251	6	64	15,340	42,465	52	1,281	228	16	62	28	81	40	41	232	110	52	6	147	17	0
総計	3,122						59,366					268						547						

業 務	9. その他申請業務						10. 権利義務・事実証明								11. 法定外義務						12. その他
	9-3	9-4	9-5	9-6	9-7	9-8	10-1	10-2	10-3	10-4	10-5	10-6	10-7	10-8	11-1	11-2	11-3	11-4	11-5	11-6	
	酒類販売免許申請	自賠責保険請求書作成	交通事故証明申請	貸金業登録申請	各種補助金・支援金・給付金申請	その他申請業務その他	遺言書作成	遺産分割協議書作成	内容証明郵便文書作成	離婚協議書作成	各種契約書作成	記帳代行	相続関係説明図作成	権利義務・事実証明その他	成年後見人就任(法定後見)	成年後見人就任(任意後見)	遺言執行者就任	顧問(相談業務)	財産管理業務	法定外業務その他	その他
件数	2	0	6	0	220	43	220	972	28	57	368	191	887	64	96	9	16	346	11	58	1,734
総計	288						2,787								536						1,734

令和8年8月1日現在

三重県行政書士会組織図



令和8年度 各部編成表

令和8年8月1日現在

会 長	若林三知
-----	------

副 会 長	米田智彦	副 会 長	大久保有規	副 会 長	中道登子	副 会 長	加藤春美
-------	------	-------	-------	-------	------	-------	------

総 務 部		業 務 部		広 報 部		法規監察部	
部 長	郡山方正	部 長	荻野剛弘	部 長	朝熊祥文	部 長	大塚 陽
副 部 長	澤井利文	副 部 長	河村 啓	副 部 長	小林 マイケル アンジェロー	副 部 長	西尾侑己
部 員	伊藤純一	部 員	中川賢一	部 員	前川忠浩	部 員	篠原一志
	鈴木由紀子		山岡 修		後藤大輝		小川 祐
	窪崎孝充		小林 マイケル アンジェロー		中村 恒		須川裕充
			米倉淳二		芝野拓磨 (理事外)		
			松田典子 (理事外)				
			芝野拓磨 (理事外)				
			稲森敬太 (理事外)				
参 与	天春隆子	参 与	鷺尾みどり	参 与	野崎昭伸		

令和8年度 支部長名簿

所属支部	氏 名	所属支部	氏 名
桑 員	中村五十六	松 阪	長戸 太志
四 日 市	三沢 圭	伊 勢	福田 和幸
亀 山	櫻井 好基	鳥羽志摩	河村 啓
鈴 鹿	谷田 義弘	尾 鷲	北村 琢磨
伊 賀	長谷川明世	熊 野	須川 裕充
津	澤井 利文		

令和8年度 各委員会・ワーキンググループ編成表

《特別委員会》

役職	氏名	所属支部
----	----	------

【特別事業運営委員会】

委員長	米田 智彦	津
副委員長	澤井 利文	津
〃	河村 啓	鳥羽志摩
〃	小林 マイケル アンジェロー	松阪
〃	西尾 侑己	尾鷲
委員	帶山勝一郎	桑員
〃	鷲尾みどり	四日市
〃	久保田剛司	鈴鹿
〃	廣瀬 悟	津
〃	郡山 方正	津
〃	大田 歩美	松阪

【自動車封印業務管理委員会】

委員長	芝野 拓磨	伊賀
副委員長	西飯 朋浩	津
委員	伊藤 拓摩	亀山
〃	原田 貴大	松阪
参与	岡田 泰彦	津

【申請取次行政書士管理委員会】

委員長	大塚 陽	四日市
委員	田島 香里	桑員
〃	小林 マイケル アンジェロー	松阪
参与	浪木 繁	伊勢

【暴力団等排除対策委員会】

委員長	大久保有規	鳥羽志摩
委員	山下 亨	四日市
〃	朝熊 祥文	亀山

【親族調査等業務管理委員会】

委員長	天春 隆子	四日市
副委員長	樋口 亮治	鈴鹿
〃	山口 佳孝	伊勢
委員	加藤 等	桑員
〃	村田 桂子	津
〃	中山美希子	松阪
参与	山越 一	松阪

【職務上請求書管理委員会】

委員長	中道 登子	伊賀
委員	橋本 俊雄	四日市
〃	櫻井 好基	亀山
〃	加藤 亜希	鈴鹿
〃	中山美希子	松阪
〃	原田 貴大	松阪

【受託事業推進特別委員会】

委員長	米田 智彦	津
副委員長	大久保有規	鳥羽志摩
委員	中道 登子	伊賀
〃	加藤 春美	津

《専門委員会》

役職	氏名	所属支部
----	----	------

【苦情対応委員会】

委員長	橋本 俊雄	四日市
副委員長	中村 恒	伊勢
委員	山本 成樹	四日市
〃	藪 裕子	松阪

《ワーキンググループ》

役職	氏名	所属支部
----	----	------

【経審】

代表	帶山勝一郎	桑員
副代表	川上 崇洋	桑員
所属員	阪 幸子	亀山
〃	澤田 佳功	鈴鹿
〃	山川久仁子	津
〃	小宮 教子	津
〃	藤波 高幸	伊勢

【災害時支援】

代表	郡山 方正	津
副代表	長戸 太志	松阪
所属員	福田 和幸	伊勢

【特定行政書士】

代表	廣瀬 悟	津
副代表	佐藤 良佳	四日市
所属員	山岡 修	伊賀
〃	河村 啓	鳥羽志摩

【法律講座】

代表	久保田剛司	鈴鹿
副代表	野呂 友和	桑員
所属員	大塚 陽	四日市
〃	朝熊 祥文	亀山
〃	高橋 大輔	鈴鹿
〃	伊藤 茉莉	津

【デジタル対応】

代表	鷺尾みどり	四日市
副代表	村山 結樹	鳥羽志摩
所属員	城ノ口知也	鈴鹿

【外国人相談】

代表	小林 マイケル アンジェロー	松阪
副代表	大塚 陽	四日市
所属員	田島 香里	桑員

《綱紀委員会》

役職	氏名	所属支部
委員長	柳瀬 勝久	松阪
副委員	有澤 歩	桑員
委員	三沢 圭	四日市
〃	伊藤 拓摩	亀山
〃	辻 誠三	鈴鹿
〃	山崎 哲	伊賀
〃	野崎 昭伸	津
〃	松本 茂治	伊勢
〃	岡山 和生	鳥羽志摩
〃	中瀬 幸志	尾鷲
〃	池上さゆり	熊野

《行政書士ADRセンター三重》

役職	氏名	所属支部
センター長	阪 幸子	亀山
副センター長	天春千賀子	四日市
運営委員	荻野 剛弘	桑員
〃	水谷 智子	四日市
〃	米田 智彦	津
〃	芳尾 雅文	松阪
〃	藪 裕子	松阪

会 員 の 動 き

《新入会員のご紹介》 入会おめでとうございます。 ご活躍を期待しております。

(令和7年11月1日～令和8年6月30日)

所属支部	入会年月日	氏 名	事務所名称	事務所所在地	電話番号
桑員	R7/11/15	稲葉 直子	稲葉行政書士事務所	桑名市長島町福豊934番地	090-3951-9450
桑員	R7/11/15	栗木 雅弘	行政書士栗木雅弘事務所	桑名市蓮花寺63	0594-23-3155
四日市	R7/11/15	鈴木 美希	行政書士あやめ事務所	四日市市栄町1番11号 くすの木ビル5階516B	080-9322-4049
津	R7/11/15	廣川 大輔	行政書士廣川大輔事務所	津市白塚町2596番地3	059-271-5882
尾鷲	R7/11/15	内山 博之	行政書士 内山事務所	尾鷲市栄町11番30号	0597-31-0135
桑員	R7/12/1	伊藤さおり	行政書士 いとう	桑名市矢田礪48番地	0594-21-1270
四日市	R7/12/1	田尻由希子	行政書士法人心 四日市行政書士事務所	四日市市安島1-2-29 MIZUTANIビル3F	059-327-5530
津	R7/12/1	田中 三貴	行政書士法人心 津行政書士事務所	津市羽所町345 津駅前第一ビル5階	059-253-3077
津	R7/12/15	小林 俊之	行政書士 小林事務所	津市一志町高野2606番地36	059-293-5839
松阪	R7/12/15	寺井 渉	行政書士法人心 松阪行政書士事務所	松阪市京町508番地1 101ビル4F	0598-30-5707
鈴鹿	R8/1/15	高橋 大輔	行政書士 高橋大輔事務所	鈴鹿市稲生塩屋三丁目10番22号	090-1473-0591
津	R8/2/1	伊藤 正隆	行政書士伊藤庄吉事務所	津市栄町四丁目534番地	059-227-4458
松阪	R8/2/1	岡村 佳拓	行政書士 岡村法務事務所	松阪市鎌田町989番地3 2階	090-8219-7202
四日市	R8/2/15	命婦 孝弘	命婦行政書士事務所	四日市市松本五丁目2番15号	090-9336-2700
桑員	R8/3/15	杉山真規子	杉山真規子行政書士事務所	桑名市大字下深谷部1997番地11	0594-37-7824
津	R8/3/15	御村 歳廣	行政書士法人あさあけ	津市広明町328番地 津ビル2F	059-253-1865
四日市	R8/4/2	渡部 勇介	なべ行政書士事務所	四日市市天カ須賀五丁目1番17-7号	080-6865-3422
鈴鹿	R8/4/2	城ノ口知也	城ノ口行政書士事務所	鈴鹿市三畑町115番地	070-9459-2685
津	R8/4/2	草深 基男	行政書士草深医療法務事務所	津市大里山室町2409番地	090-6594-8339
津	R8/4/2	田中 正子	田中正子行政書士事務所	津市半田3438番地87	059-246-6972
鳥羽志摩	R8/4/2	西崎 資	にしごき行政書士事務所	志摩市阿児町鶴方1158番地1	0599-65-7635
伊賀	R8/4/15	山下 祐平	行政書士山下事務所	伊賀市上野中町2999番地	0595-21-2077
津	R8/4/15	川北 健司	行政書士事務所 Office RN	津市幸町18番22号 Sapphire The Third T103号室	059-229-0089
津	R8/4/15	池村 充功	池村行政書士事務所	津市神納町4番6号	059-222-2223
津	R8/5/1	青木 聡	行政書士青木聡法務事務所	津市川方町501番地41	059-255-5591
伊勢	R8/5/1	上田 愛	上田あい行政書士事務所	伊勢市二見町溝口620番地	090-8470-5291
鳥羽志摩	R8/5/1	米澤 治司	行政書士 米澤治司事務所	志摩市阿児町国府2914番地	0599-47-4173
桑員	R8/5/15	大藤 真也	おおとう行政書士事務所	いなべ市北勢町其原字下新田849番地6 センティフォリア1階102号	0594-37-6910
四日市	R8/5/15	松井 敏之	行政書士 松井敏之事務所	四日市市北浜田町1番3号	090-6589-1616
亀山	R8/5/15	橋本 賢二	行政書士事務所 まちづくりプラス	亀山市東御幸町39番地8 亀山商工会館1階	070-4475-5959
津	R8/5/15	竹田 智貴	行政書士竹田智貴事務所	津市美里町高座原325番地1	090-1622-4698

四日市	R8/6/1	渡邊 樹	行政書士渡邊樹事務所	四日市市三栄町1番14号	059-351-0170
亀山	R8/6/1	久野 友彦	行政書士 久野友彦事務所	亀山市関町木崎1833番地4	090-2263-6600
鈴鹿	R8/6/1	松浦 基之	まつうら行政書士事務所	鈴鹿市算所三丁目9番50号 近藤ビル3C号	080-5165-3530
鈴鹿	R8/6/1	岡田 将吾	行政書士法人わけびき事務所	鈴鹿市算所四丁目4番26号	059-370-7172
伊賀	R8/6/1	小堀 友之	行政書士小堀事務所	名張市桔梗が丘5番町3街区33番地	-
伊勢	R8/6/1	上嶋 直視	行政書士上嶋直視事務所	伊勢市御園町新開字里前246番地1	090-2577-4436
伊勢	R8/6/1	大西 洋一	だいおうまつ行政書士事務所	伊勢市佐八町字下条2101番地	080-2612-2498
伊賀	R8/6/15	長谷 耀	長谷行政書士事務所	名張市さつき台2番町48番地	090-2186-9911
津	R8/6/15	高尾ゆう子	高尾ゆう子行政書士事務所	津市観音寺町550番地12	059-202-2628
津	R8/6/15	柏原 良忠	柏原行政書士事務所	津市半田3425番地222	059-246-8687
松阪	R8/6/15	金谷 理	金谷行政書士事務所	松阪市駅部田町74番1号 TOPカーテンビル2階E号室	090-3557-8835
伊勢	R8/6/15	奥野 雄也	福祉行政書士事務所 ソーシャライズ	伊勢市船江4丁目18番28号	0596-63-9366

《新規法人のご紹介》 設立おめでとうございます。 ご活躍を期待しております。

(令和7年10月1日～令和8年6月30日)

所属支部	設立年月日	法人名	事務所所在地	電話番号
鈴鹿	R7/10/1	行政書士法人Sienna	鈴鹿市南玉垣町4925番地の16	059-388-3088
津	R7/12/1	行政書士法人佐久間行政 法務事務所 三重オフィス	津市南丸之内8番41号	059-273-5227
津	R7/12/24	行政書士法人心 津行政書士事務所	津市羽所町345 津駅前第一ビル5階	059-253-3077
四日市	R8/1/14	行政書士法人心 四日市行政書士事務所	四日市市安島1-2-29 MIZUTANIビル3F	059-327-5530
松阪	R8/1/14	行政書士法人心 松阪行政書士事務所	松阪市京町508番地1 101ビル4F	0598-30-5707
四日市	R8/2/2	行政書士法人アベニール 三重事務所	四日市市東富田町14番5号	090-9725-6289

《単位会変更》 愛知会→三重会

(令和7年11月1日～令和8年6月30日)

所属支部	入会年月日	氏 名	事務所名称	事務所所在地	電話番号	属性
四日市	R8/4/1	渡邊みなみ	行政書士法人アベニール 三重事務所	四日市市東富田町14番5号	090-9725-6289	社員

《氏名・事務所名称・事務所所在地（電話番号）・属性を変更された会員》 (令和7年11月1日～令和8年6月30日)

所属支部	変更年月日	氏 名	事務所名称	事務所所在地	電話番号	属性
鈴鹿	R7/11/14	小嵐 珠美	行政書士法人Sienna	変更なし	変更なし	社員
四日市	R7/12/15	前田 洋一	変更なし	変更なし	削除	変更なし
亀山	R7/12/26	先本 賢一	変更なし	亀山市東台町3番19号	0595-86-4300	変更なし
津	R7/12/26	西飯 朋浩	行政書士法人佐久間行政 法務事務所 三重オフィス	津市南丸之内8番41号	変更なし	変更なし

津	R7/12/26	玉村 英史	行政書士法人佐久間行政 法務事務所 三重オフィス	津市南丸之内8番41号	変更なし	変更なし
伊賀	R8/1/15	柳 遥	変更なし	伊賀市小田町233-4	変更なし	変更なし
松阪	R8/1/15	大田 歩美	大田行政書士事務所	松阪市川井町626番地3	変更なし	変更なし
鈴鹿	R8/1/30	尾崎 善紀	変更なし	鈴鹿市神戸八丁目28番2号	059-335-2861	変更なし
鈴鹿	R8/2/13	辻 誠三	変更なし	変更なし	090-9862-0650	変更なし
津	R8/2/13	桑名 誠	変更なし	変更なし	080-3193-5544	変更なし
伊勢	R8/2/13	北岡 明	変更なし	変更なし	090-1833-0100	変更なし
伊勢	R8/4/1	正住さおり	変更なし	伊勢市二見町荘1458番地	変更なし	変更なし
桑員	R8/4/15	村瀬 恭子	変更なし	変更なし	080-5838-8639	変更なし

《退会された会員》

(令和7年11月1日～令和8年6月30日)

所属支部	退会年月日	氏 名	事務所所在地	理 由
伊勢	R7/11/30	小林 良一	伊勢市御園町長屋714番地2	廃業
津	R7/12/1	行政書士法人アベニール 三重事務所	津市羽所町345番地 第一ビル3階	廃業
四日市	R7/12/9	大山 佳俊	四日市市鵜の森二丁目10番2号 三幸ビル2A号室	廃業
桑員	R7/12/31	矢代 哲夫	員弁郡東員町笹尾東1丁目4番6	廃業
津	R8/1/31	古野 紀久	津市高茶屋四丁目28番2号	廃業
鈴鹿	R8/2/4	森 喜代造	鈴鹿市住吉三丁目11番6号	廃業
伊勢	R8/2/10	青木 惇美	伊勢市小俣町宮前353番地2	廃業
四日市	R8/3/6	樋口 善律	三重郡菰野町大字川北568番地2	廃業
四日市	R8/3/16	野崎 収	四日市市小杉町1476番地の18	廃業
津	R8/3/18	杉本みどり	津市垂水2870番地68	廃業
四日市	R8/3/19	國保 建太	四日市市小牧町791番地3	廃業
松阪	R8/3/19	岡田 嘉典	松阪市駅部田町1710番地5	廃業
津	R8/3/26	野田さち子	津市安濃町川西1300番地1	廃業
松阪	R8/3/30	松下 剛	松阪市嬉野権現前町847番地1	廃業
桑員	R8/3/31	坂岡 範穂	桑名市大仲新田543番地2	廃業
伊賀	R8/3/31	寺坂日出男	伊賀市西明寺2374番地2	廃業
津	R8/3/31	松島 治男	津市久居桜が丘町1711番地65	廃業
津	R8/3/31	鈴木 裕己	津市観音寺町673番地18	廃業
伊勢	R8/3/31	堤 和生	伊勢市中須町1719番地	廃業
四日市	R8/6/15	人見 克弘	四日市市下さざらい町3番8号	廃業

会員総数 759名 法人総数 17社

(令和8年6月30日現在)

支部名	桑員	四日市	亀山	鈴鹿	伊賀	津	松阪	伊勢	鳥羽志摩	尾鷲	熊野
会員数	93	168	19	71	62	143	83	77	20	10	13
法人数	1	7	-	2	-	5	1	1	-	-	-

訃 報

謹んでご冥福をお祈り申し上げます

渡邊 和泉 会員（四日市支部） 令和8年 2月10日 ご逝去
森田 久雄 会員（津 支 部） 令和8年 4月 8日 ご逝去

懲戒処分等の公表について（総務部）

「三重県行政書士会懲戒処分等の公表に関する規則」に基づき掲載いたします。

知事による会員の懲戒処分

氏名・名称	登録番号	事業所名称・事業所所在地	処分年月日	処分内容及び理由
松井 勇樹	09211401	アーリー・バード行政書士法人 三重県伊勢市一色町1834番地7	令和7年12月15日	六月間の業務停止

■懲戒処分等の公表に関する規則（三重県知事による懲戒処分の公表）

第4条 第2条第1号の事案については、次に掲げる事項を公表する。ただし、被処分者である行政書士又は行政書士法人以外の人物等を特定することが可能な情報は、公表しない。

- 一 氏名又は名称
- 二 登録番号又は法人番号
- 三 事業所名称及び事業所所在地
- 四 懲戒処分の年月日、内容及びその理由

2 第3条に規定する方法による公表の期間は、次に掲げるとおりとする。

- 一 法第14条第1号、第14条の2第1項第1号又は同条第2項第1号の処分 処分の日から1年間
- 二 法第14条第2号、第14条の2第1項第2号又は同条第2項第2号の処分業務の停止期間中及び期間終了の翌日から2年間
- 三 法第14条第3号又は第14条の2第1項第3号の処分 処分の日から5年間

本会による会員の処分

氏名・名称	登録番号	事業所名称・事業所所在地	処分年月日	処分内容及び理由
藤井 巧	13211830	やすらぎ行政書士事務所 名張市桔梗が丘6番町1街区32番地	令和8年4月15日	訓告

■懲戒処分等の公表に関する規則（本会による処分の公表）

第6条 第2条第2号の事案については、次に掲げる事項を公表する。ただし、被処分者である行政書士又は行政書士法人以外の人物等を特定することが可能な情報は、公表しない。

- 一 氏名又は名称
- 二 登録番号又は法人番号
- 三 事業所名称及び事業所所在地
- 四 処分の年月日、内容及びその理由
- 五 処分の根拠となった法令又は会則の条文

2 第3条に規定する方法による公表の期間は、次に掲げるとおりとする。

- 一 訓告 処分の日から1年間
- 二 会員の権利の停止 会員の権利の停止期間中及び期間終了の翌日から1年間
- 三 廃業、解散又は従たる事務所の廃止の勧告 処分の日から永年

3 廃業、解散又は従たる事務所の廃止の勧告を取り消された場合には、前項第3号の規定にかかわらず、速やかに当該公表を取り消すものとする

健康への取組

松阪支部 小林マイケルアンジェロー

日々の業務に追われていると、自分の健康のことはつい後回しになりがちです。私自身も、忙しい時期ほど食事の時間が不規則になったり、運動不足になったりすることを実感してきました。

特に40歳を過ぎてからは、以前と同じように無理をしても、疲れが残りやすくなったり、体調の変化を感じたりすることが増えました。若い頃は多少無理をしても何とかこなっていたことが、少しずつ通用しなくなってきたように思います。そのような中で、長く仕事を続けていくためには、まず自分自身が健康であることが大切だと、改めて感じています。

そこで最近は、無理のない範囲で生活習慣を整えることを意識しています。毎日少しでも運動すること、食事の内容に気を配ること、夜更かしを控えて睡眠時間を確保することなど、小さな積み重ねを大切にしています。また、仕事の合間に意識して体を動かすようにもしています。長時間座ったまま書類作成や相談対応をしていると、肩や腰に負担がかかります。そこで、一区切りついた時には立ち上がって伸びをしたり、短時間でも外の空気を吸ったりするようにしています。こうした小さな行動だけでも、気分転換になり、仕事の集中力も高まるように思います。

食生活についても、以前より「何を食べるか」を意識するようになりました。忙しい時こそ簡単なもので済ませたくなりますが、野菜やたんぱく質をしっかりと取り、水分補給にも気を付けることで、体調の安定につながると感じています。

健康への取組は、すぐに大きな成果が見えるものではありません。しかし、無理なく続けることが何より大切であり、その積み重ねが将来の自分を支えてくれるのだと思います。

これからも、完璧を目指すのではなく、できることを一つずつ続けながら、健康と上手に付き合っていきたいと思います。



バランスの良い食事を心がけています



健康のためにプールで泳ぎはじめました

『趣味が支える“職”と“食”』

津支部 山 本 浩 司

0 はじめに

皆様、こんにちは。津支部の山本浩司と申します。

この度、このような機会をいただき、嬉しく思っております。

今回は私の趣味について書かせていただきます。

1 私の趣味

私の趣味の一つとして、ラーメンの食べ歩きがあります。

プライベートではもちろん、仕事の合間にも楽しむことのできる魅力的な趣味であると思っています。過去には、大先輩のお手伝いをさせていただいている際、昼休憩にラーメンをご一緒したり、同世代の先生方に「山本君おすすめのラーメンを食べにいこう」とお誘いいただいたりするなど、行政書士会内においても私の趣味を理解していただける事は私にとって大きな喜びです。

以下、私が思うラーメンの魅力等について綴らせていただきます。

2 ラーメンの魅力

皆様はラーメンについて、どのようなイメージをお持ちでしょうか。

ラーメンというと、従来、「簡単に食すことのできるいわゆるB級グルメ」といったイメージが強く、現にそのようなイメージをお持ちの方も多いのではないでしょうか。

確かに、そういった側面も有ると思いますが、殊、現代におけるラーメンはもはや、世界中に誇る和食の一つへと進化を遂げた、と私は確信しています。

もちろん、ラーメン屋さんによりコンセプトの違いはあるものの、現代におけるラーメンは“素材”から“製法”まで、店主の拘りがギュッと凝縮されており、食べ手に感動を与えてくれる“一杯”が数多くある、と感じています。

《もう少し具体的に》

◎スープ

店主が厳選した鶏や豚、魚介などをベースに長時間炊き上げるスープは“旨味の宝庫”と言っても過言ではありません。また、味の要となる「かえし」にも、数種類の醤油などを巧みに組み合わせ、細部までこだわり抜く御店が少なくありません。

◎麺

現代では、ラーメン専用の小麦を厳選して使用する御店も多く、加水率や熟成方法などにも其々の個性が表れています。



◎チャーシューなど

ブランド豚を素材に使用する御店も多く、調理方法も現代特有の製法(低温調理、吊るし焼き等)によるものが増えてきています。

以上、少しでも“現代ラーメン”の魅力を感じていただければ幸いです。

3 ラーメン屋さんから学ぶこと

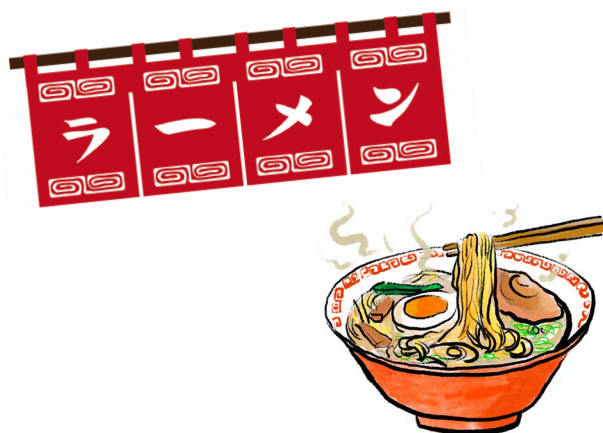
ラーメン屋さんにも我々行政書士と同じく、個人事業として営む方が多いように思います。日々、ラーメンを啜る中で、一人の経営者としてラーメン屋さんから学ぶ点も多いと感じています。

日々の準備(仕込み)を惜しみなくこなし、お客さんの前では最大限の“心遣い”を提供する。その様な御店に行くと、ラーメンの美味しさを超えた“幸福感”に包まれることが多く、この点は我が業務にも通ずるところであり、己の成長に活かしたいと強く思う瞬間です。

斯様な御店には自然とまた足を運びたくなるものです。

4 最後に

私なりに、ラーメンの魅力について綴らせていただきましたが、私自身、まだまだ知らないことばかりです。趣味というものは一見、無駄に思える部分もあるのかもしれませんが、しかし、この記事を書きながら、趣味には人を豊かにし、学びや気付きを与えてくれる力があることを、改めて実感しました。最後までお付き合いいただきありがとうございました。



青年会活動報告

亀山支部 朝 熊 祥 文

令和8年3月19日（木）、松阪市において青年会研修会及び懇親会を開催しました。

研修会では、日頃の業務で感じている課題や今後の行政書士業界の展望について意見交換を行い、それぞれの経験や知識を共有する有意義な時間となりました。参加者からは実務に関する質問や情報提供も活発に行われ、改めて仲間同士で学び合うことの大切さを実感しました。

また、研修会後の懇親会では、普段なかなか話す機会の少ない会員同士が交流を深め、業務のことから趣味の話まで話題が尽きず、終始和やかな雰囲気の中で親睦を深めることができました。

さらに、4月29日（水）には京都府と三重県内の若手士業（自称若手含む）の皆様との交流事業としてゴルフコンペ及び懇親会を開催しました。行政書士だけでなく、土地家屋調査士、弁護士、司法書士、税理士など様々な士業の方々と交流する機会となり、競技を通じて親睦を深めるとともに、業務上の連携や情報交換についても有意義な意見交換を行うことができました。

青年会では、若手行政書士が気軽に相談し合い、共に学び、成長できる環境づくりを目指して活動しています。こうした交流を通じて生まれる人とのつながりは、業務だけでなく行政書士としての活動の大きな支えになると感じています。

今後も研修会や交流会を積極的に開催し、会員相互の親睦と資質向上を図ってまいります。若手行政書士の皆様のご参加をお待ちしております。

青年会は、45歳以下の若手行政書士による有志団体です。若手行政書士同士が繋がり、学び合い、協力し合える関係性づくりを目指しています。

「気軽に相談できる仲間がほしい」「同世代で情報交換できる場がほしい」と感じている方、ぜひ一度、青年会の扉を叩いてみてください。

私たちと一緒に、三重をもっと元気に、もっと面白くしていきましょう！

まだまだメンバーを募集しています。

ご興味のある方は、亀山支部朝熊祥文までお気軽にお声がけください。 連絡先：090-7694-4047



このコーナーは、ユキマサくんが西へ東へ風の吹くまま気の向くままに、会員事務所など気になった場所へ出かけます。

ユキマサくんの散歩道

第7回

四日市支部
行政書士法人OULAP

今回は四日市市へやってたユキマサくん
さてどんな出会いがあったのでしょうか！



第7回となる今回は、四日市市にある「行政書士法人OULAP」を訪れたユキマサくん。
清先生、徳永先生、蛭波先生の3名の行政書士が、それぞれの専門分野を生かしながら業務に取り
組んでいます。

■ 3名の専門性を生かした事務所づくり

ユ) こんにちは、清先生！今日はよろしくお願いしますニャ！

清) こんにちは、ユキマサくん！よろしくお願いします。

ユ) まずは、行政書士法人OULAPがどんな事務所なのか教えてほしいニャ！

清) 当事務所には3名の行政書士が在籍していて、それぞれ得意分野を担当しています。

私は自動車業務や医療法務、徳永先生は農地転用や開発業務、蛭波先生は建設業務を中心に担当しています。

また、事務所内には二つの事業部があり、関連する業務をまとめることで、それぞれの分野の専門性を高められる体制を整えています。

ユ) 一つの事務所でいろいろな分野に対応できるのは心強いニャ！



■ 大切なのは「情報共有」

ユ) 3名の行政書士で仕事をする上で、一番大切にしていることは何かニャ？

清) やはり情報共有ですね。

担当する分野は違いますが、一人のお客様に複数の行政書士が関わることもあります。

そのため、業務の進め方やお客様への対応などは、できるだけ共有しながら進めています。

それぞれが専門性を持ちながらも、一つのチームとして対応することを大切にしています。

■ お客様第一をみんなで実践

ユ) 職員さんへの教育で心掛けていることはあるかニャ？

清) 一番は「お客様第一」です。

電話対応や書類の作成だけでなく、「お客様にどう伝わるか」「どうすれば安心していただけるか」を意識して仕事をするよう伝えています。

また、事務所内には仕事をする上で気を付けるポイントを掲示し、日頃から自然に意識できるよう工夫しています。

ユ) 普段からみんなで意識できるようにしているんだニャ！

■ 3名だからできること

ユ) 先生方はもともと別々に活動されていたそうですが、法人化したきっかけは何だったのかニャ？

清) それぞれが事業を大きくしていきたいという思いを持っていました。

一人で法人化するよりも、それぞれの専門性を持ち寄った方が、お客様にもより良いサービスを提供できると考えたんです。

そこへ建設業務を得意とする蛭波先生にも加わっていただき、今の体制になりました。

それぞれ得意分野が違うので、お互いを補い合えることが法人の一番の強みですね。

■ 印象に残っている仕事

ユ) これまでで印象に残っている仕事はあるかニャ？

清) 行政書士法改正施行後の自動車業務の増加です。

県内外の販売店様や個人のお客様をはじめ、新規の受注が増えました。

これに伴い、自動車業務を車庫チーム、登録チームに急遽、再編しました。また業務量に耐えうるようにシステムを再構築し、お客様にご迷惑をおかけしないよう何とか稼働にこぎつけることができました。業務量や安心感から法人に発注したいという依頼も多く、期待に応えるべく、役割分担をしながら対応することができました。

個人事務所では難しかったかもしれない案件でしたので、法人化して良かったと感じた出来事でした。

■ 行政書士として大切にしていること

ユ) 先生が仕事で一番大切にしていることは何かニャ？

清) やはり「お客様第一」です。

ただ、お客様の希望を何でもかなえるという意味ではありません。

法律上できることと、できないことはきちんとお伝えし、お客様が後から困ることのないよう、最善の方法をご提案することを心掛けています。

行政書士として、適正な手続きを行うことも大切な責任だと考えています。

■ これから目指す事務所

ユ) 最後に、今後の目標を教えてくださいニャ！

清) 自動車業務や医療法務など、それぞれの専門分野をさらに磨き、「困ったらOULAPに相談しよう」と思っていただけの事務所を目指していきたいです。

そして、ご依頼いただいたお客様に、「ここへ相談して良かった」と感じていただけるよう、一件一件丁寧に取り組んでいきたいと思っています。

ユ) 今日はありがとうございましたニャ！

3名の先生がそれぞれの得意分野を生かしながら協力して、お客様のために取り組んでいることがよく分かったニャ！

次はどんな事務所に行けるのか楽しみだニャ！





～コスモスみえ通信～



公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター
三重県支部副支部長 藤 波 高 幸

伊賀市と「緊急連絡先等安心サポートモデル事業」委託契約を締結

令和8年3月9日（月）、伊賀市と（公社）コスモス成年後見サポートセンターとの間で「緊急連絡先等安心サポートモデル事業」の委託契約が締結され、伊賀市役所において契約締結記念懇談会が開催されました。

本事業は、頼れる身寄りがなく、将来の入院や介護サービス利用等に不安を抱える高齢者等を対象に、行政書士が日常的な見守りや緊急連絡先の受任を行い、生活状況や健康状態の把握、緊急時対応、入退院・入退所時の支援などを通じて、安心して地域で暮らせる環境づくりを支援するものです。

懇談会には、伊賀市から健康福祉部長ほか8名が出席し、コスモスみえから仲西支部長、石田副支部長及び筆者、本部から谷澤常務理事、木原常任理事が出席しました。市側からは「必要な支援が行き渡ることを期待している」との言葉が寄せられ、コスモスからは「後見制度利用までの隙間を埋める支援として機能させたい」との考えが示されました。



本委託契約は、自治体と（公社）コスモス成年後見サポートセンターとの全国初の委託契約であり、成年後見制度の前段階における新たな権利擁護支援として注目されています。筆者も懇談会に出席し、全国初の取組が三重県から始まったことを大変心強く感じました。今後、本事業が地域に根付き、全国へ広がるモデルケースとなることを期待しています。

見守り契約事例 コスモスみえ会員 長谷川 明世

Aさん。女性、70代後半。夫と死別。子供はいない。戸建て住宅に一人暮らし。親族間交流はない。読書家(特に時代小説)。最近は刺繍も始めたとのこと。将来が不安で、名張市包括支援センターに相談されたことが始まりである。事務所に来られた際に任意後見契約等も紹介したが、まずは不安解消の第一歩となる見守り契約を令和7年10月に結ぶ。月に1回の面談である。初回は家族関係の再確認。次に、Aさんの現在の心配事あれこれを語っていただいた。表情、声の調子で心身の状況を把握。次回日を設定。事務所近所にお住まいのこともあって、散歩ついでとAさんが来所される場合もある。面談では前回に聞き取った問題の具体的解決策を提示。字面では堅苦しいが「その場合こんな方法もありますよ。」といった具合。雑談中心の面談を重ねていく中で、買物手段、通院先、加入保険等々を聴取。Aさんのエンディングノートを作っていくイメージである。第一歩を踏み出した本人の次なる目標、公正証書遺言作成への道を緩やかに一緒に歩んでいる。

日本行政書士政治連盟三重会 会長就任のご挨拶

日本行政書士政治連盟三重会

会 長 若 林 三 知

会員の皆様におかれましては、平素より当連盟の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

去る5月22日（金）開催の日政連三重会定期大会におきまして、小林徹也前会長の後任として会長に選任されました。長年にわたり本連盟を牽引し、行政書士制度の発展に尽力された小林前会長の功績を受け継ぐにあたり、その責任の重さに身の引き締まる思いです。なお、小林前会長には、今後も相談役としてご助言をいただくこととしております。

現場の声を法令改正や行政施策の改善へとつなげることは、政治連盟の重要な使命です。本年1月に施行された改正行政書士法による行政書士の役割と業務の拡大も、日政連が重ねてきた要望活動の大きな成果です。

今期は、各地域において地元議員の皆様との意見交換を活発に行い、地域密着の行政書士だからこそ把握できる課題を共有しながら、県民・事業者の利便性向上と行政手続の円滑化・適正化に寄与するとともに、行政書士業務の効率化にもつながてまいります。

当連盟は、行政書士会とは異なる任意加入の組織であり、その活動は政連会員の皆様の会費によって支えられています。支えてくださる政連会員の皆様に深く感謝申し上げますとともに、未加入の皆様におかれましても、ぜひ当連盟の果たす役割をご理解いただき、行政書士の制度発展のためご加入くださいますようお願い申し上げます。

【令和8年度定期大会のご報告】

5月22日（金）、日本行政書士政治連盟三重会定期大会を開催し、令和7年度の活動・決算報告及び令和8年度の活動方針・予算が承認されました。なお、大会で幹事に選任された加藤春美会員を、その後、副会長兼幹事長に指名しました。大会の詳細は、政連会員の皆様へ別途発行する「政連通信」にてご報告いたします。

【日本行政書士政治連盟定期大会のご報告】

6月11日（木）、東京で開催された日本行政書士政治連盟定期大会に、三重会から代議員3名が出席しました。大会では、前年度の活動・決算報告及び新年度の活動方針・予算等が承認されました。

また、長年にわたり政治連盟活動と行政書士制度の発展に尽力された小林徹也前会長に、日本行政書士政治連盟会長表彰が授与されました。心よりお祝い申し上げますとともに、これまでのご功績に深く敬意を表します。



(表紙写真の説明)

赤目四十八滝 荷担滝

赤目四十八滝を代表する景勝地の一つが「荷担滝」です。高さ約8メートルの滝が二筋に分かれて流れ落ちる姿は優雅で美しく、周囲を覆う深い森や苔むした岩肌と調和し、訪れる人々を魅了しています。滝壺に注ぐ澄み切った水と絶え間なく響く水音は、渓谷全体を静寂と癒しの空間へと包み込み、四季折々の自然美を感じさせてくれます。

「荷担滝」という名前は、古くからこの地で修行を行っていた修験者が、険しい山道を歩く途中、この場所で背負っていた荷物を担ぎ直したことに由来すると伝えられています。赤目渓谷は古くから山岳信仰の修行の場として知られ、多くの修験者が自然と向き合いながら厳しい修行に励んできました。荷担滝には、そうした歴史と信仰の面影が今もなお息づいています。

春には鮮やかな新緑が渓谷を彩り、夏には木漏れ日と涼やかな水しぶきが訪れる人の心を和ませます。秋には燃えるような紅葉が滝を美しく包み込み、冬には澄み切った空気の中で凜とした表情を見せるなど、一年を通して異なる魅力を楽しむことができます。その美しい景観は写真愛好家にも人気が高く、多くの人がカメラを手に訪れる撮影スポットとしても親しまれています。

自然が長い年月をかけて創り上げた渓谷美と、修験の歴史が織りなす文化的な趣をあわせ持つ荷担滝は、赤目四十八滝を訪れた際にはぜひ足を止めて眺めていただきたい名瀑です。静かに流れる水と豊かな緑が織りなす風景は、日常の喧騒を忘れさせ、訪れる人の心に深い安らぎを与えてくれることでしょう。

||||| 編集後記 |||||

今号では、平成31年4月号を最後にしばらく途絶えていた「ユキマサくんの散歩道」を再開しました。

コロナ禍の影響などにより、長らく掲載をお休みしておりましたが、今回、久しぶりにユキマサくんとともに地域で活躍されている事務所のご紹介をさせていただきました。

また、前回ご好評をいただいた「ユキマサくんを探せ!」のプレゼント企画も、第2弾として実施します。表紙のどこかにユキマサくんが隠れていますので、ぜひ探してみてください。

今回の表紙写真は、名張市の赤目四十八滝にある「荷担滝 (にないだき)」です。自然豊かな景色の中に隠れたユキマサくんを見つけて、ぜひ企画にもご参加ください。

行政書士みえ 第109号

発 行	令和8（2026）年8月1日
発 行 所	三重県行政書士会 津市広明町328番地 津ビル2階 TEL 059-226-3137 FAX 059-226-4707
ホームページURL	http://mic-gyoseisyoshi.jp/
メールアドレス	info@mic-gyoseisyoshi.jp
発行責任者	会長 若 林 三 知
編 集 部 員	米田 智彦・朝熊 祥文 小林マイケルアンジェロー・前川 忠浩 後藤 大輝・中村 恒・芝野 拓磨
印 刷 所	伊藤印刷株式会社 津市大門32-13 TEL 059-226-2545 FAX 059-223-2862

※ 三重県行政書士会事務局には専用の駐車場がありません。所用でご来局の際は有料駐車場「おぼろパーキング」をご利用ください。（駐車券をお出します。）

行政書士の使命、職責、業務

（行政書士の使命）

第一条 行政書士は、その業務を通じて、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資することを使命とする。

（職 責）

第一条の二 行政書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

2 行政書士は、その業務を行うに当たっては、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術の活用その他の取組を通じて、国民の利便の向上及び当該業務の改善進歩を図るよう努めなければならない。

（業 務）

第一条の三 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

第一条の四 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。次号において同じ。）に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対してする行為（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。）について代理すること。

二 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成すること。

三 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。

四 前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。

2 前項第二号に掲げる業務は、当該業務について日本行政書士会連合会がその会則で定めるところにより実施する研修の課程を修了した行政書士（以下「特定行政書士」という。）に限り、行うことができる。

第一条の五 前二条の規定は、行政書士が他の行政書士又は行政書士法人（第十三条の三に規定する行政書士法人をいう。第八条第一項において同じ。）の使用人として前二条に規定する業務に従事することを妨げない。

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。

二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。

三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。

四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。

五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



監修 文学博士 金田一春彦 先生

上掲の倫理綱領は、行政書士の使命と責務を内外に宣言し、かつ自らを厳しく律して、信用と品位の保持に遺憾のないよう努めるための指針です。